

論
説

A B M 条約の解釈と S D I

黒
沢
満

まえがき

一 条約文の解釈

1 A B M システムの定義

2 合意声明 D の性質と内容

3 条約の目的

4 合理的な結果

二 交渉過程における米ソの立場

1 米国の基本的な立場

- 2 ソ連の基本的な立場
 - 3 米ソ間の合意の内容
- 三 署名から批准までの米ソの見解
- 1 米国議会上院における審議
 - 2 ソ連の見解
- 四 条約批准以降の米ソの見解
- 1 一九八五年一〇月以前の米国の見解
 - 2 一九八五年一〇月以降の米国の見解
 - 3 ソ連の見解
- むすび

まえがき

レーガン大統領は、一九八三年三月二三日の演説においてSDI（戦略防衛構想）を提唱した。それは、核兵器を無力で時代遅れのものにするための防衛システムの展開に向けての長期的な研究開発計画の開始を宣言するものであった。その演説において、大統領はその措置はABM条約上の義務に一致して行なわれると述べ、一九八五年

一月の S D I に関する大統領の報告書においても、「戦略防衛構想 (S D I) は、先端防衛技術に焦点を当てた強力な研究 (research) 計画であり、侵略を抑止し、安定性を強化し、米国と同盟国の安全を高めるためのよりよい基礎を提供する方法を見出すことを目的としている。S D I 研究計画により、将来の大統領と将来の議会が、先端防衛システムを開発 (develop) し、その後展開 (deploy) するかどうかの決定に必要な技術的知識が与えられるであろう」と述べ、さらに、「われわれが行なっている研究は、一九七二年の A B M 条約を含めすべての条約義務に一致するものである」と説明している。⁽¹⁾

しかし、一九八五年一〇月に至り、米国政府は A B M 条約の新しい解釈を打ち出した。まず一〇月六日に、マクファーレン大統領補佐官が、A B M 条約は、新しい物理概念に基づくシステムの研究のみならず、開発ならびに実験をも許容しており、展開のみを禁止しているという見解を明らかにした。⁽²⁾ この見解はレーガン政権によって承認されたが、米国内および同盟国からの鋭い批判に直面して、レーガン大統領は、一〇月一日に、この新しい解釈に原則的には同意するが、実際においては同意しないと述べた。一〇月一四日、シュルツ國務長官は、「条約文および交渉記録の慎重な分析に基づくわれわれの見解によれば、この政権によるより広い解釈 (broader interpretation) はまったく正当なものである。しかしこれは議論の焦点である。S D I 研究計画は、大統領がこの金曜日に再確認したように、条約義務の厳格な解釈 (restrictive interpretation) に従って行なわれる」と述べている。⁽³⁾

このように S D I の進展に伴い A B M 条約の新しい解釈が主張され、この新しい解釈に対する鋭い批判が存在している。ソ連は当然のこととしてこの新しい解釈に強く反対している。A B M 条約は米ソ間の S A L T プロセスに

において署名されたいくつかの条約のうち、現在でも正式に効力を有している唯一の条約であり、米ソの戦略関係の基礎に位置する国際合意である。この条約の解釈は米ソ関係のみならず、国際関係全般に必然的に大きな影響を及ぼすものであり、国際の平和と安全に重大なインパクトを与えるであろう。

本稿においては、条約の解釈という国際法の問題として、対立する主張を背景にしてこの問題を取り上げる。第一に、条約解釈の基本的要素である条約文の解釈の問題を検討する。ここではウィーン条約法条約第三一条および第三二条に基づく検討がなされる。第二に、条約交渉過程における両国の基本的な立場と合意の内容を検討する。第三に、主として米国議会上院での審議過程における条約の解釈の問題を検討し、最後に、条約発効以降の両国の見解に基づき両国の解釈を明らかにする。条約の解釈においては、第一の条約文の解釈が中心的な地位を占め、他の三つは補助的な地位を占める。⁽⁴⁾

- (1) *The President's Strategic Defense Initiative*, January 1985, p. i.
- (2) *Dept. of State Bulletin*, Vol. 85, No. 2105, Dec. 1985, p. 33.
- (3) Secretary Schultz, *Arms Control, Strategic Stability, and Global Security*, U.S. Dept. of State, Current Policy, No. 750, Oct. 1985, p. 4.
- (4) A B M条約をめぐるもうひとつの法的问题として、特にS D Iの初期の段階で問題になり、現在でも問題であるのは、S D Iにおいて現実に行なわれているもの、または近い将来に計画されているものが、A B M条約に違反するのではないかという点である。S D Iにおける活動がA B M条約に違反していない根拠として、第一に、それが開発ではなく研究で

あること、第二に、それが A B M の構成要素ではなくその附属品にすぎないこと、第三に、それが A B M のためではなく A S A T のために行なわれていることなどが挙げられている。これらの点についても、A B M 条約との関連で条約違反の問題が提起されている。これらの議論は従来の解釈すなわち厳格な解釈に基づいて展開されているものであり、それ自身重要な国際法上の議論を含むものであるが、本稿ではこの点にはふれない。

一 条約文の解釈

1 A B M システムの定義

条約の解釈の中心は、条約に規定された文言をその通常の意味に従って解釈することである。S D I との関連における A B M 条約も、その点から第一に解釈されることが必要であり、この側面において最も重要なのは、新しい物理原理にもとづく A B M システムに対する A B M 条約の適用可能性の問題である。

S D I において構想されているのは、一九七二年の A B M 条約成立当時には存在しなかった新しい物理原理にもとづく防衛システムであり、主として宇宙空間に展開されるものである。「他の物理原理にもとづく A B M システム」という用語は、合意声明 D に含まれており、「宇宙基地の A B M システム」は条約第五条で規定されている。S D I との関連で第一に問題となるのは、この S D I の問題は合意声明 D にも関連するのか、あるいは第五条にも関

連しているのかという点である。新しいより広い解釈を主張する人々は、S D Iは合意声明Dのみに関連すると述べ、従来の厳格な解釈を支持する人々は、S D Iが第五条に直接関連していると主張する。

第五条一項は、「各締約国は、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地のA B Mシステムまたはその構成要素を開発、実験または展開しないことを約束する」と規定している。この条約は、第三条において、固定式地上基地のA B Mシステムの展開を非常に制限された範囲でのみ認めている。したがって、固定式地上基地以外のあらゆるA B Mシステムは、その展開のみならず、開発および実験も禁止されている。この条項により、S D Iに関する「開発」および「実験」も禁止されるかどうかは、第五条という「A B Mシステムまたはその構成要素」が条約成立当時の技術のみをカバーしているのか、あるいはさらに他の物理原理にもとづく技術をカバーしているのかに依存する。

したがってこの第五条という「A B Mシステム」の意味が決定的な重要性をもつことになるが、「A B Mシステム」は、第二条において以下のように定義されている。

- 1 この条約の適用上、A B Mシステムとは、飛行軌道にある戦略弾道ミサイルまたはその構成部分を迎撃するためのシステムであり、現在のところ次のものから成り立っている。(a)……A B M迎撃ミサイル、(b)……A B M発射基、および、(c)……A B Mレーダー。

1. For the purpose of this Treaty an ABM system is a system to counter strategic ballistic missiles or their elements in flight trajectory, currently consisting of: (a) ABM interceptor missiles, ……; (b) ABM launchers, ……; and (c) ABM radars, ……

この定義の解釈として、新しい広い解釈を主張する米国防務省法律顧問のソーファー (A. Sofaer) は以下のように

に述べ⁽¹⁾る。

厳格な解釈は、第二条の定義は機能的なものであって、第二条一項に列挙された三つの構成要素のみならず、その条項の機能的な定義を満たすあらゆる将来のシステムも条約上 A B M システムとみなされるとするものであり、それはもつともらしいが、重大な欠陥をもっている。第二条一項の定義はすべての将来のシステムおよび構成要素を含むよう意図されていたという前提は必ずしも正しくない。第二条一項の定義は、条約の適用上、「A B M システム」とはそこで述べられた機能を果たすもので、かつ「現在 (currently)」存在しているタイプの構成要素から成り立っている、と読むのが合理的である。

そのような解釈をとる根拠として、ソーファーは以下の三つを挙げている。

第一の根拠として、条約のいくつかの条項で「A B M システム」および「構成要素」という文言が用いられているが、それらには実際には当時利用されていた物理原理にもとづくシステムと構成要素に言及していることを示す文脈において用いられていることを指摘する。たとえば、第二条二項はさらに運用中のもの、建造中のもの、実験中のもの、分解整備、修理、改造中のもの、または閉鎖格納中のものを含むと定義しているが、それは、第二条二項の定義が単なる例示ではなく、条約によりカバーされる実際の構成要素を述べることが意図していたのである。もし交渉者が将来の技術をも第二条一項の範疇に入れることを意図していたならば、彼らは第二条二項の一連の構成要素の中に、「研究中のもの」あるいは「将来において開発されるもの」を加えていたであろう。

次に第三条は、ミサイル、発射基およびレーダーから構成されるシステムを述べる際に、「A B M システム」という用語を用いている。

また第四条は、実験場で認められる「発射基」の数を明確に制限している。この条項がA B Mシステムの構成要素として「発射基」を明確に挙げているという事実は、第二条一項の「システムおよび構成要素」の定義が条約署名時に利用されていた技術にもとづくシステムに限定されるという解釈を強化するものである。

さらに第五条は、開発、実験または展開しうる「発射基」のタイプを制限している。将来の移動式システムおよび構成要素を禁止していると主張されているその条項に表れているこの用語は、条約が第二条一項に列挙されたタイプの構成要素に焦点を当てていることを示している。

第二の根拠として、合意声明Dにおいて、当事国は、「将来において作成されるシステムおよび構成要素」という用語を「他の物理原理にもとづく」という句によって修飾する必要性を感じた点を指摘する。もし第二条一項で用いられている「A B Mシステム」および「構成要素」が、当時利用されていたものであれば、他の物理原理にもとづくものであれ、実際にはA B Mの機能を果たすあらゆるシステムや装置を意味しているならば、当事国は合意声明Dにおいてこれらの用語を修飾する必要はなかったであろう。この修飾が追加されたことは、第二条一項の定義が当時利用されていた物理原理にもとづくシステムや構成要素にのみ当てはまり、他の物理原理にもとづくものには当てはまらないこと、それらは合意声明DにおいてA B Mミサイル、発射基およびレーダー「に代わりうる」ものとして定義されていることを示唆している。したがって、合意声明Dの存在は厳格な解釈にとって基本的な問題を提起する。

第三の根拠として、合意声明Dとの関連において、もし第二条一項が当時利用されていた技術および他の物理原理にもとづくすべてのA B Mシステムおよび構成要素を含んでいるとするならば、条約は、合意声明Dがなくても、

第三条の下で明示的に許されている特定のシステムを除き、現在および将来のあらゆるシステムと構成要素の展開を禁止していることになる点を指摘する。厳格な解釈のように合意声明 D が将来の技術にもとづくシステムの展開の禁止を意味するとするならば、合意声明 D は必要ではなかったであろうし、さらに第五条一項の展開の禁止も必要ではなかったであろう。

米国国務省の主張は、第二条一項の定義に関して、より広い解釈が絶対的に正しいというのではなく、それが将来の A B M システムを含むと解釈することもできるが、しかし当時の物理原理にもとづくシステムを意味すると解釈する方がより合理的である、というものである。⁽²⁾

このような解釈を主張する者として、グラハム (D. Graham)⁽³⁾、ヘリテージ財団 (Heritage Foundation)⁽⁴⁾ およびワインロッド (W. Weinrod)⁽⁵⁾ がある。

これに対して、従来の厳格な解釈をとる人々は、このような新しい広い解釈に対して以下のように反論している。論点の中心は、第二条の定義が機能的か否かという点にあるが、この点について、チェイス (A. Chaves) らは、第二条一項の定義は機能的なものであり、それは禁止されるシステムを技術にもとづいてではなく、性能にもとづいて定義しているのであり、広い解釈が主張するような「かつ (and)」という言葉は含まれていないし、「現在のところ次のものから成り立っている (currently consisting of)」という節を自然に理解すると、その後に述べられるシステムは例示であって限定ではないことが分かる、と主張する。⁽⁶⁾

たとえば、戦略兵器制限協定に関するロジャーズ国務長官からニクソン大統領への報告の「将来の A B M システム」と題する部分の冒頭において、「第二条一項は A B M システムを機能の側面から『飛行軌道にある戦略弾道ミ

サイルまたはその構成部分を迎撃するためのシステム」と定義し、そのシステムは『現在のところ』A B M迎撃ミサイル、A B M発射基およびA B Mレーダーから成り立っていると規定している」と記述されており、それは第二条の定義が機能的な性質をもつことを明示的にかつ明確に証言している。⁽⁷⁾

またシェール (A. Sherr) も、ソーパーの議論では、条約文に対し「かつ (and)」を追加し、「現在のところ (currently)」を削除してしまっているが、このような恣意的な変更は条約文の意味をまったく変えてしまうものであると述べ、たとえとして、「米国大統領とは米国政府の行政府の長であり、現在のところニクソンである」という文章を、「米国大統領とは米国政府の行政府の長であり、かつニクソンである」という文章に変えるようなものであると主張している。⁽⁸⁾

さらに、S A L T交渉団の一員であったガートフ (R. Garthoff) は、この点について以下のように述べている。

「現在のところ」という用語は、将来のシステムを禁止することについて合意が達成された時に、すでに採択されていた第二条のテキストに熟考の上挿入されたのであり、それは、第三条においても第五条（および他のいくつかの条項）においても将来のシステムの禁止の抜け穴をなくす効果をもたせるためであった。⁽⁹⁾

また、S A L T交渉の法律顧問であったラインランダー (J. Rheinlander) は、「第二条一項が『伝統的な』A B M技術の構成要素の定義の直前に『現在のところ次のものから成り立っている (currently consisting of)』という句を含んでいるのは、条約が機能的なアプローチにもとづいており、当時の技術のみに限定されないという特別の目的のためである。特別なA B M構成要素の定義は、一定の展開を認めている第三条およびS A M（地对空ミサイル）改善を禁止している第六条(a)にとって重要なものである。テキストで、currently consisting of」という句の前

にあるコンマは、誤ってそこにあるのではない」と述べている。⁽¹⁰⁾

ソフアーが、自己の解釈の根拠として、第二条二項に「研究中のもの」または「将来において開発されるもの」が含まれていないことから、第一条一項の定義は条約成立当時の技術のみをカバーしていると主張していることについて、シエールは、「第二条一項は現在および将来の構成要素を包含する定義を規定し、第二項はこの定義が現在の装置を含むことを正確に述べ、さらに閉鎖格納中や修理中その他のものも含まれることを確認しているのである。YはAとBから成り立っており、さらにAはA1、A2……を含むと述べることは、まったく論理的である」と反論している。⁽¹¹⁾

第二の根拠である合意声明Dにおける修飾の問題についても、合意声明Dは固定式地上基地のもののみ関連し、第三条の制限的な展開と区別して「他の物理原理にもとづく」ものについて規定していると考えれば問題はない。さらに論理的にも、条約第三条ですべてのA B Mシステムに言及し、合意声明Dでそのうち「将来のもの」のみを取り扱うことは不合理なことではない。

第三の根拠として主張されている点、すなわち厳格な解釈によると第三条の展開の禁止と合意声明Dおよび第五条一項の展開の禁止が重複するという点については、上述の反論があてはまると共に、シエールは、この解釈の明らかな誤りは、第五条が第三条の展開に対する制限をはるかに越えていること、すなわち第五条は地上固定式以外のA B Mの展開のみならず開発および実験をも禁止していることである、と述べている。⁽¹²⁾

このように、第二条を中心とする条約の諸規定の用語を通常の意味に従って解釈するならば、第一条一項の定義は条約成立当時の技術のみならず将来の技術にもとづくA B Mシステムとその構成要素を含むと理解するのが合理

的であると考えられる。したがって、第五条の規定にもその定義が適用され、新しい物理原理による A B M システムとその構成要素の宇宙における開発、実験および展開が禁止されていると解釈するのが正しいと考えられる。またこの解釈は極めて多くの者によって支持されているものである。⁽¹³⁾

2 合意声明 D の性質と内容

S D I との関連で次に問題になるのは合意声明 D であり、それは以下のように規定している。

本条約第三条に規定されている以外の A B M システムおよびその構成要素を展開しないという義務の履行を確保するため、締約国は、他の物理原理にもとづき、A B M 迎撃ミサイル、A B M 発射基または A B M レーダーに代わりうる構成要素を含む A B M システムが将来において作成された場合には、そのようなシステムおよびその構成要素に対する特定の制限は、本条約の第一三条に従った検討および第一四条に従った合意によることに合意した。

この合意声明 D に関する第一の問題は、将来の技術にもとづく A B M システムを規定しているのはこの合意声明 D のみであるのか、あるいはは条約第二条一項の定義にそれも含まれ、その結果条約全体について将来の A B M システムが適用されるのかということである。これは、上述した第二条一項の定義の問題である。新しいより広い解釈を主張する人々は、その定義には将来のシステムは含まれないと解釈し、将来のシステムに関する A B M 条約の規定はこの合意声明 D のみであると主張する。

第二の問題は、合意声明の性質にかかわる。米国は、A B M 条約の審議に関して条約本体の外に、合意声明 (Agreed Statements)、共通の了解 (Common Understandings)、そして一方的声明 (Unilateral Statements) を議会に提出し

ている。条約本体にはニクソン大統領およびブレジネフ書記長が署名しているが、合意声明には交渉団の長が仮署名している。これは、ウィーン条約法条約第三二条二項(a)でいう「条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の關係合意」に当たるもので、条約の解釈に際しての「文脈」の意義をもつと考えられる。

ソフファーは、この点について、合意声明Dは合意声明A、B、Cと異なり *understand* という用語を含んでおらず、*the Parties agree* と規定しており、条約自体の用語 *the Parties undertake* に近いものになっている。また合意声明Dの冒頭の句は *in order to insure fulfillment of the obligation not to deploy ……* となっており、第六条 (*to enhance assurance of the effectiveness of the limitations*) や第九条、第一二条一項、第一三条に似たものになっている。したがって、合意声明Dで用いられている言葉からして、それは単なる共通の解釈の形ではなく、むしろ実質的な義務の形で書かれているのであると主張する⁽¹⁴⁾。

これに対し、チェイズは、合意声明とは条約本体の一般的な用語について、特定の側面を明確にし、あるいは生じるかもしれないあいまいさを取り除くための条約起草手段として用いられるものであると述べ、ソフファーの主張に反論している⁽¹⁵⁾。

またシエールは、合意声明の役割は、すでに合意されたことについて詳細を追加することにより条約規定を強化すること、または条約の中心的な規定の意味に関して保証を提供することである、と述べる。また、ソフファーの主張するように、合意声明が条約本体の条項になんらかの形でとって代わるとか、それを無効にすることができる⁽¹⁶⁾と考えたり、合意声明がよいけいなものにならないようにという理由だけで条約規定を特別な方法で解釈すべきであると考えることは、本末転倒である、と主張する。

ロジャーズ国務長官は、これらの文書に関する上院外交委員会での質問に対し、これらの文書は、基礎にある合意の誤解を避け、その合意の履行がうまく進展するよう促進する目的をもつものである、と答えている。⁽¹⁷⁾

これらの見解に見られるように、合意声明Dの法的性質、特にそれが条約本文と同様の地位を占めるのか、あるいは条約本文にある条項の内容を明確にする補助的な地位を占めるものなのかについて、意見が大きく対立しているが、交渉団の長の仮署名のみの文書が国家元首の署名を得ている条約本体と同等の法的地位をもつとは考えられない。

第三の問題は、前述の合意声明Dの性質とも深く関わってくるが、その内容である。

将来のABMシステムに関して規定しているのは合意声明Dのみであり、それが実質的な義務を規定していると主張する新しいより広い解釈は、そのような前提に立つて、合意声明Dで禁止されているのはそれらの展開のみであつて、開発および実験は禁止されていないと主張する。合意声明Dは固定式地上基地のABMシステムにのみ関連しているという従来の厳格な解釈に対し、ソフラーは、合意声明Dが固定式地上基地の将来のシステムにのみ適用されるということは合意声明Dの中でまったく述べられておらず、むしろその声明は、「他の物理原理にもとづく」あらゆるABMシステムと構成要素に一般的な用語で言及しているのである、と主張する。⁽¹⁸⁾

他方、従来の厳格な解釈では、合意声明の性質からしてそれは条約のある条項を明確にするためのものであり、条約規定と同列に立つものではないと解される。この点について、シエールは以下のように述べている。

ソフラーの主張は、将来のあらゆるABMシステムを取り扱っているのは合意声明Dのみであるとし、それに条約規定と同等の地位を与えることにより、条約の中心的な二つの条項、つまり第三条（固定式地上基地）および

第五条(その他の基地)を改正してしまっている。これはまったく誤りであって、合意声明Dはそこで言及されている義務——第三条に規定されている以外のA B M システムおよびその構成要素を『展開』しないという義務——を詳細に定めているのである。第三条はまさしく固定式地上基地のシステムと構成要素の『展開』に言及している。他方、第五条一項は、固定式地上基地のシステムと構成要素ではなく、それ以外のシステムと構成要素に言及し、さらに展開のみではなく、開発、実験、展開に言及している。したがって合意声明Dの文言から明らかになることは、それは固定式地上基地のシステムおよび構成要素の展開に関する第三条の禁止の明確化であって、ソーフアーが主張するような第五条一項の改正ではないということである。¹⁹⁾

またチエイズも、合意声明Dが第三条を明確にするものであるとして、以下のように説明する。

合意声明Dの最初の文に示されているように、それは第三条の義務を明確にし強化するものである。第三条において、認められた場所における展開の制限はミサイル、発射基、レーダーと当時利用されていたシステムの構成要素によって示されている。第三条は、その条項に規定されているものを「除き、A B M システムまたはその構成要素を展開しないこと」の約束で始まっており、その意味するところは、そのような構成要素、すなわち従来の技術を用いたシステムのみを展開しようということである。合意声明Dは、将来の技術にもとづくシステムの展開が第三条で引き受けた義務により禁止されているということを明確に述べることにより、その黙示的な制限を明確にしているのである。²⁰⁾

第四に、合意声明Dの「特定の制限(specific limitation)」という文言に関して、それは、条約が将来のA B M システムを含む全面的な禁止を前提としているという主張がある。スミス(M Smith)は、「合意声明Dはいくらかあ

いまいであるが、将来のシステムに対する『特定の制限』について検討するという規定は、それらを A B M システムとその構成要素に対する全面的な条約の制限の中に含めるといふ意図を表している。もし締約国が将来のシステムにいかなる制限も適用されないと意図していたならば、『specific』という用語を用いる必要はなかったであろう』と述べ、同様にガートフも、「合意声明 D における特定の制限というのは、完全な禁止ではないならかの制限を意味し、それは第一三条に従った検討および第一四条に従い合意される改正を条件とする。その検討ならびに改正に関する合意がない場合には、展開に対する全面的禁止が効力をもつ」と説明している。⁽²²⁾

第五に、新しいより広い解釈によれば、合意声明 D は将来の A B M システムの全体を規律するもので、いかなる態様によるものであれ——固定式地上基地であれ、宇宙基地であれ——開発および実験は禁止されていないが、展開は禁止されている。そして第一三条の検討と第一四条の改正を行なわない限り展開はできないと解釈している。合意声明 D は、*specific limitations on such systems and their components would be subject to discussion……and agreement……*と規定し、*would* を用いており、新しい A B M システムが作成された場合に、それに対する特定の制限を検討と改正に従うよう義務づけているわけではない。それならば *shall* が用いられていたであろう。*would* の場合には、将来の仮定に対する一定の対応の可能性を示すという意味しかもたない。したがって、この *would* の用法から考えるならば、従来の厳密な解釈のように、将来の A B M システムの展開も条約により全面的に禁止されており、特定の制限——たとえば第三条のようなもの——の下で展開することを認める場合には条約の改正により行なおうという意味であるか、あるいはそれとはまったく正反対の解釈として、新しいより広い解釈よりもさらに自由な解釈で、条約は将来の A B M システムに関してとはまったく規制しておらず、新しい A B M システムが作成

された場合には、その展開について検討し、特定の制限を課す場合には条約を改正しようという意味をもつことになるであろう。

ここで、最も自由な解釈を検討することが必要であると考えられる。この第三の解釈は、米政府により主張されているものとは異なり、A B M 条約は将来の A B M システムについては何も規定しておらず、将来の A B M システムが作成された場合に、その展開についてどうするかは、その時の協議の主題となること、そして条約を改正してそれらに制限を課すこともありうるが、合意がない場合には自由に展開できるというものである。

このような解釈として、ゴールドブラット (Goldbat) は、S I P R I 年鑑において、「そこに規定された制限は、現在存在する形における A B M に関連する。現在の A B M システム以外の他の物理原理にもとづき考案されるかもしれない対弾道ミサイル防衛の新しい手段(たとえば、飛来する I C B M を撃ち落とすためのミサイルの代わりにレーザー・ビームを用いるもの)はカバーされていない。しかしながら、米国は、そのような手段の展開は条約の規定が適切に改正されない限り禁止されていると解釈している」と述べ、米国の解釈にもかかわらず、条約ではそれらは禁止されていないと主張している⁽²³⁾。

またキントナー (W. Kinther) とファルツグラフ (R. Platzgraf) も、「この条約は現在存在する A B M のみ、すなわち位相列レーザーと短距離射程および長距離射程の迎撃ミサイルのみに適用される。たとえば、レーザーのような新しい原理にもとづくミサイル防衛を新しく取り入れることは禁止されていない」と解釈している⁽²⁴⁾。

さらに合意声明 D の解釈についても、条約の改正なしには展開できないという米外交渉代表団の見解に対して、フアメージ (E. Firmege) とヘンリー (D. Henry) は、この声明は、将来のシステムが現在のシステムに代わりうる

ものとなるまでそれらの検討を延期し、そうなった場合にその問題を常設協議委員会（S C C）に付託しようとするものである、という見解を示している。⁽²⁵⁾

この見解は、グラハム⁽²⁶⁾、ヘリテージ財団⁽²⁷⁾、ワインロッド⁽²⁸⁾などにより主張されている。また一九七七年に国防総省において、合意声明Dによれば、われわれは固定式地上基地の将来のシステムに進みそれを展開することができるのであり、唯一の法的義務はまずそれをソ連と協議することのみであるという議論が主張されたことがある。⁽²⁹⁾

この見解に対して、レーガン政権は現在のところ否定的であり、ソフファーは以下のように述べている。

この解釈は合意声明Dからいかなる現実的な目的をも奪ってしまふ。「——という義務の履行を確保するため」という用語は、第三条自体がもたらししていない第三条の目的の達成を確保するためのものである。「特定の制限」のための協議と「合意」という用語は、そのようなシステムや構成要素の展開に対する全面的禁止ならびに特定の制限について協議し、合意することの約束を含んでいる。⁽³⁰⁾

合意声明Dの法的地位およびその内容について、米国防務省の主張は一定の説得力を持ちうるが、合意声明自体の地位および条約全体の中での合意声明Dの地位、さらに合意声明Dの規定の仕方などから考えるならば、従来の厳格な解釈がより有効であるように思われる。

3 条約の目的

ウィーン条約法条約第三二条一項の条約解釈に関する一般的な規則によれば、条約は、「その趣旨および目的に照らして」解釈されなければならない。そこで次に、条約の目的について考察する必要がある。

まず条約の直接的な目的と考えられるのは、第一条二項の規定である。すなわち、「各締約国は、その国の領域の防衛のために A B M システムを展開しないこと、およびそのような防衛のための基地を準備しないこと、……を約束する」と規定している。

また間接的な条約の目的として前文に以下のような規定がある。

対弾道ミサイルシステムを制限するための効果的な措置は、戦略攻撃兵器の競争を制限するための実質的な要素となること……を考慮し、

対弾道ミサイルシステムの制限は、……戦略兵器を制限するための今後の交渉によって一層の好ましい条件を作り出すことに貢献するという前提から出発し、

まずソーフアーは、この問題を詳細に検討しているわけではないが、「条約のより広い解釈は、合意声明 D の完全性を維持するのみならず、一方が他方に対してその領域を防衛できることになる装置の展開を防止するという条約の明示的かつ基本的な目的に完全に一致するものである」と述べ、展開の禁止という点を強調している。⁽³¹⁾

さらにワインロッドは、「条約の中には、今現在の関心のみをカバーし、潜在的な将来の問題は後に取り扱おうという意図が示されている」として、A B M 条約の目的は条約成立当時の A B M システムのみの規制であったと主張している。⁽³²⁾

これに対して、厳格な解釈を主張する人々の見解は次のようである。

まず直接的な目的に関して、チェイズは、「条約の主要な目的および効果は、非常に制限された例外を除いて、両国の軍備から防衛——すなわち対弾道ミサイル——システムを取り除くことである。そのために両国が引き受け

た第一の義務は、第一条に規定されているように、『その国の領域の防衛のためにA B Mシステムを展開しないこと』である。レーガン大統領が米国科学界に提出した任務——「戦略弾道ミサイルがわが国に到達する前に妨害し破壊するシステムを考案すること——は、もし達成されれば、米国の厳肅な条約義務に完全に違反するものである」と主張し、さらに、条約の基本目的は、締約国が戦略弾道ミサイルに対する領域全体にわたる防衛を設置する能力の取得を防止することである、と述べる。⁽³⁴⁾

さらにチエイズは、ブレイクアウト（条約に対する突然の大規模な違反）の観点から、以下のように主張する。条約の再解釈が受け入れられない基本的な理由は、それが明白な政策または目的をまったく反映していないからである。両国がA B M条約に求めた本質的な保証は、他方が弾道ミサイルに対する効果的な領域防衛を達成するたため努力していないという保証である。このためには、単なる展開の禁止では不十分である。……米国は特に「ブレイクアウト」の可能性に対する保護に関心をもっていた。……条約の詳細な規定の多くはこの懸念を反映している。ブレイクアウトの危険性という観点からは従来の技術と将来の技術を区別する理由はまったくくない。……従来の技術を厳しく制限するが将来の技術をまったく自由にするような条約を受け入れたとしたら、それは交渉が始められた目的そのものを否定してしまうことになる。⁽³⁵⁾

また、シエールも、レーガン政権による新しい解釈の結果は、前文および第一条に示された条約の明らかな目的に鋭く対立するものであると主張し、⁽³⁶⁾ また第一条は条約の基本的な目的を述べているが、S D Iの目標はまさにこの条約が禁止していることを行なおうとしており、新しい解釈は条約がS D Iへの障害となっているのでそれを取り除こうとしていると批判し、その理由として、新しい解釈は将来のA B Mの実際の展開は禁止されていることを

認めているが、システムの全面的な実験とシステムの展開との境界はあいまいなものであると述べている。⁽³⁷⁾

メレディス (P. Meredith) は、レーガン大統領が考えている包括的な弾道ミサイル防衛は第一条の義務に反するように思えるし、さらにそのシステムの開発は、他方による攻撃に対して両当事国を脆弱にしておくという条約の存在理由そのものを損なうであろう、と主張している。⁽³⁸⁾

第二に、条約前文に含まれる目的との関連で、チェイズは、「要約すれば、条約の基本目的は、戦略弾道ミサイルに対して締約国の国家領域の防衛を禁止することである。それは両国の確実な報復能力に基礎を置く相互抑止の戦略理論を具体化したものである。さらにこの条約は攻撃兵器の増強への勢いを減少させるためのものである」と説明している。⁽³⁹⁾

またシエールは、A B M 条約は A B M システムの厳しい禁止が防衛および攻撃軍備競争を停止させるという命題を前提としているのみならず、この条約は戦略兵器を制限するための今後の交渉にとって一層の好ましい条件を作り出すことに貢献するという命題をも前提としているが、レーガン政権の新しい解釈は、軍備管理の進展を妨げるものである、と批判している。⁽⁴⁰⁾

またスミス (M. Smith) は、条約前文が示しているように、当事国は平和の維持という A B M 条約の将来における恩恵を見込んでおり、その目的は新しい技術が現れるまでの間 A B M システムを制限しようとしたものではないのであり、そのような考えは A B M 条約を時代遅れのものにしてしまうだろう、と主張する。⁽⁴¹⁾

さらにドゥレル (S. Drell) は、「A B M 条約は無期限の条約である。そのことは注意深く定められたのであり、当時にはその正確な性質を明確には予見できなかった技術的变化に直面しても、有効であるような条約を作成する

組織的な努力を示している」と、無期限の条約という性質から、この条約の目的は新しい技術をもカバーするものであったと主張する。⁽⁴²⁾

このように条約の趣旨または目的という側面からA B M条約を検討した場合、条約交渉時においても他の物理原理にもとづく新しい技術を用いたA B Mシステムの可能性が予見されていたわけであり、S A L Tプロセスにおいて、防衛兵器と攻撃兵器の作用・反作用による軍備競争の拡大を避けたいという明確な目的が条約前文にも示されており、さらに相互確証破壊の理論——ソ連がこの理論を受け入れていたかどうかは明らかではない——に依拠するならば、両国の報復能力を維持するためには、防衛兵器の開発は好ましくないものであるので、将来のA B Mシステムについても、その展開のみならず、その前段階である開発および実験をも禁止していると解釈した方が合理的であると思われる。

4 合理的な結果

ウィーン条約法条約によれば、第三一条の解釈に関する一般的な規則に従った解釈が明らかに常識に反したまたは不合理な結果をもたらす場合には、第三二条の解釈の補足的手段、特に条約の準備作業および条約の締結の際の事情に依拠することができるとされている。条約は一般に、不合理な結果をもたらさないように解釈されるべきであり、新しいより広い解釈に対してこの点からいくつかの批判が提出されている。それは特に、新しい解釈の大前提となっている、「条約本体は条約成立当時の技術によるA B Mシステムのみ適用され、将来の新しい物理原理にもとづくA B Mシステムにはまったく適用されない」という点にかかわっている。

第一に、S D I では宇宙基地、空中基地の側面に関心が寄せられているが、新しい解釈は条約全体にわたるので、海上基地および移動式地上基地のものの開発や実験、ならびに第五条二項で規定されている多弾頭化や迅速な再装着のシステムの開発や実験も禁止されていないことになる。

第二に、第四条の実験場の指定は、他国による検証を容易にするためのものであるが、新しい解釈によれば、これも新しい技術を用いる場合には適用されなくなり、いかなる場所においても実験できることになる。

第三に、第九条は、A B M システムまたはその構成要素を他国に移譲しないことを規定し、そこには技術的説明や青写真も含まれるという合意が存在する。しかし新しい解釈によれば、レーザー兵器技術や最新の赤外線センサー、その他の S D I の下における新しい装置を他国に移譲することも可能となる。⁽⁴³⁾

このようにいくつかの重要な条約規定に関して、それらが伝統的な技術にもとづく A B M システムしか規制していないと解釈すると、それらの条約規定の内容が不合理な結果を生みだしている、と主張されている。

* * * * *

条約文の解釈という全体の問題に対する米国防務省の見解は、「条約文は少なくとも二つの論理的に主張しうる解釈に従う。したがって交渉記録が参照されなければならない⁽⁴⁴⁾」というものであり、より広い解釈が条約文から当然に引き出されるという主張ではなく、条約文はあいまいであるという主張である。他方、従来の厳格な解釈を主張する人々は、その解釈が条約文から当然に引き出される解釈であると述べている。

上述の検討から明らかになるように、A B M 条約をウィーン条約法条約の規定に従って解釈するならば、従来の厳格な解釈がより合理的な解釈であると結論することができるであろう。

- (1) Abraham D.Solfer, "The ABM Treaty and the Strategic Defense Initiative", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, pp. 1972-1977; *ABM Treaty Interpretation Dispute: Hearing before the Subcommittee on Arms Control, International Security and Science of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives*, 99th Congress, 1st Session, October 22, 1985 [Hereinafter cited as *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*], pp. 5-6, 11-15 and 20; *Strategic Defense Initiative: Hearings before the Subcommittee on Strategic and Theater Nuclear Forces of the Committee on Armed Services, United States Senate*, 99th Congress, 1st Session, October, November and December 1985 [Hereinafter cited as *Hearing on Strategic Defense Initiative, 1985*], pp. 137-139 and 142-144; Office of the Legal Adviser, Department of State, *The ABM Treaty, Part I: Treaty Language and Negotiating History*, May 11, 1987, p. 8.
- (2) Office of the Legal Adviser, Department of State, *op. cit.*, p. 8.
- (3) Daniel O.Graham, *High Frontier: A New National Strategy*, 1982, p. 108.
- (4) Heritage Foundation, "U.S.-Soviet Arms Accords are no Bar to Reagan's Strategic Defense Initiative", *Background*, No. 421, April 4, 1985, pp. 3-5.
- (5) W.Bruce Weinrod, "Strategic Defense and the ABM Treaty", *Washington Quarterly*, Vol. 9, No. 3, Summer 1986, pp. 74-77.
- (6) Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, "Testing and Development of Exotic Systems under the ABM Treaty — the Great Reinterpretation Caper", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, p. 1958.
- (7) *Documents on Disarmament 1972*, p. 273.
- (8) Alan B.Sherr, *A Legal Analysis of the "New Interpretation" of the Anti-Ballistic Missile Treaty*, 1986, p. 7; Alan B.Sherr,

- "Sound Legal Reasoning or Policy Expedient?" *International Security*, Vol. 11, No. 3, Winter 1986-1987, p. 75.
- (㊦) Raymond L.Garthoff and Abrahams Becker, "On the Negotiating with the Russians", *International Security*, Vol. 2, No. 1, Summer 1977, p. 108.
- (㊧) John B.Rhineland, "Reagan's 'Exotic' Interpretation of the ABM Treaty", *Arms Control Today*, Vol. 15, No. 8, p. 3; *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute*, 1985, pp. 51 and 172.
- (㊨) Alan B.Sherr, *A Legal Analysis of the "New Interpretation" of the Anti-Ballistic Missile Treaty*, 1986, p. 7; Alan B.Sherr, "Sound Legal Reasoning or Policy Expedient?" *International Security*, Vol. 11, No. 3, Winter 1986-1987, p. 75.
- (㊩) Alan B.Sherr, "Sound Legal Reasoning or Policy Expedient?" *International Security*, Vol. 11, No. 3, Winter 1986-1987, p. 75.
- (㊪) Mark Anderson Finkelstein, "Star Wars Meets the ABM Treaty: The Treaty Termination Controversy", *North Carolina Journal of International and Commercial Regulations*, Vol. 10, 1985, p. 712; Michael G.Gallagher, "Legal Aspects of the Strategic Defense Initiative", *Military Law Review*, Vol. 3, Winter 1986, pp. 27-28; Thomas K.Longstreth, John E.Pike and John B.Rhineland, *The Impact of U.S. and Soviet Ballistic Missile Defense Programs on the ABM Treaty*, March 1985, pp. 8-9; Pamela L.Meredith, "The Legality of a High-Technology Missile Defense Systems: The ABM and Outer Space Treaties", *American Journal of International Law*, Vol. 72, No. 2, April 1984, pp. 419-420; George Schneider, "The ABM Treaty Today", Ashton Carter(ed.), *Ballistic Missile Defense*, 1984, pp. 227-229; Milton L.Smith, "Legal Implications of a Space-Based Ballistic Missile Defense", *California Western International Law Journal*, Vol. 15, No. 1, Winter 1985, p. 62; U.S.Congress, Office of Technology Assessment, *Ballistic Missile Defense Technologies*, September 1985, p. 264; Jeffrey Boutwell and

Richard A.Scribner, *The Strategic Defense Initiative: Some Arms Control Implications*, 1985, pp. 17-19.

- (14) Abraham D.Sofaer, op. cit., p. 1976; *Hearing on Strategic Defense Initiative*, 1985, pp. 182-183.
- (15) Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, "Testing and Development of Exotic Systems under the ABM Treaty — The Great Reinterpretation Capet", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, p. 1961.
- (16) Alan B.Sherr, *A Legal Analysis of the "New Interpretation" of the Anti-Ballistic Missile Treaty*, 1986, p. 8.
- (17) *Strategic Arms Limitation Agreements: Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate*, 92nd Congress, 2nd Session, June and July 1972, p. 53.
- (18) Abraham D.Sofaer, op. cit., p. 1975. この国務省は、固定式地上基地の開発と実験を許容し、その他の移動式基地の開発と実験を禁止するという厳格な解釈は、ある装置が固定式地上基地にのみ用いられるかどうかを検証することはできないので、展開の場所にもよく区別は、従来の ABM システムの開発と実験の禁止に対する検証を不可能にする」と批判している (Office of the Legal Adviser, Department of State, *op. cit.*, p. 12)。
- (19) Alan B.Sherr, *A Legal Analysis of the "New Interpretation" of the Anti-Ballistic Missile Treaty*, 1986, p. 7.
- (20) Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, "Testing and Development of Exotic Systems under the ABM Treaty — the Great Reinterpretation Capet", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, pp. 1962-1963.
- (21) Milton L.Smith, op. cit., p. 62.
- (22) Raymond L.Garthoff and Abrahams Becker, op. cit., p. 108.
- (23) *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1973*, p. 13.
- (24) William R.Kintner and Robert L.Phalzgraf Jr., "Strategic Arms Limitation Agreements of 1972: Implications for Interna-

- ational Security", William R Kintner and Robert L.PfaltzgrafJr.(eds.), *SALT: Implications for Arms Control in the 1970s*, 1973, p. 386; William R Kintner and Robert L.PfaltzgrafJr., "Assessing the Moscow SALT Agreements", *Orbis*, Vol. 16, No. 2, Summer 1972, p. 341.
- (59) Edwin Brown Firmage and David J.Henry, "Vladivostok and Beyond: SALT I and the Prospects for SALT II", *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 14, No. 2, 1975, p. 232.
- (60) Daniel O.Graham, *op. cit.*, p. 106.
- (61) Heritage Foundation, *op. cit.*, pp. 2, 5 and 7.
- (62) W.Bruce Weinrod, *op. cit.*, pp. 78-79.
- (63) *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute*, 1985, pp. 55 and 80.
- (64) Abraham D.Sofaer, *op. cit.*, pp. 1977-1978.
- (65) *Ibid.*, p. 1978.
- (66) W.Bruce Weinrod, *op. cit.*, p. 75.
- (67) Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Eliot Spitzer, "Space Weapons: The Legal Context", *Daedalus*, Vol. 114, No. 3, Summer 1985, pp. 197-198.
- (68) Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, "Testing and Development of Exotic Systems under the ABM Treaty — the Great Reinterpretation Caper", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, p. 1957.
- (69) *Ibid.*, pp. 1963-1965.
- (70) Alan B.Sherr, *A Legal Analysis of the "New Interpretation" of the Anti-Ballistic Missile Treaty*, 1986, pp. 14-15.

- (87) Alan B.Sherr, "Sound Legal Reasoning or Policy Expedient?" *International Security*, Vol. 11, No. 3, Winter 1986-1987, pp. 82-83.
- (88) Pamela L.Meredith, *op. cit.*, pp. 420-421.
- (89) Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, "Testing and Development of Exotic Systems under the ABM Treaty — the Great Reinterpretation Caper", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, p. 1965.
- (90) Alan B.Sherr, *A Legal Analysis of the "New Interpretation" of the Anti-Ballistic Missile Treaty*, 1986, p. 147.
- (41) Milton L.Smith, *op. cit.*, p. 63.
- (42) Sidney D.Drell, Philip J.Farley and David Holloway, *The Reagan Strategic Defense Initiative: A Technical, Political and Arms Control Assessment*, 1984, p. 7.
- (43) Alan B.Sherr, *A Legal Analysis of the "New Interpretation" of the Anti-Ballistic Missile Treaty*, 1986, pp. 16-17; Alan B.Sherr, "Sound Legal Reasoning or Policy Expedient?" *International Security*, Vol. 11, No. 3, Winter 1986-1987, pp. 82-84; John B.Rhineland, *op. cit.*, pp. 3-4; *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute*, 1985, p. 54.
- (44) Office of the Legal Adviser, Department of State, *op. cit.*, p. 12.

二 交渉過程における米ソの立場

新しいより広い解釈の根拠の中心は、この交渉過程においてソ連が米国の主張する将来の A B M システムの開発と実験の禁止に同意しなかった、というところであり、その結果としてその義務は米国にも適用されないという主張であるので、ここにおいて、交渉過程における米国およびソ連の基本的な立場を検討し、両国間に存在した合意の内容を検討する。

1 米国の基本的な立場

この問題で常にイニシアティブをとったのは米国であった。一九七一年七月二日の N S D M 一一七は、S A L T 協定で許されるもの以外はすべて禁止されると規定することにより、将来のシステムを禁止することを提案していた。しかし代表団の間で意見の一致が見られなかったため、八月九日の会合まで議論は延期された。その議論において、ブラウン (H. Brown) とスミス (G. Smith) は将来の型のシステムの展開を許すべきでないと確信し、ニッツ (P. Nitze) はその禁止を支持しつつもセンサーは除くべきであると考えた。他方、パースンズ (Parsons) 大佐とアリソン (Allison) 将軍は、その可能性がもっと明らかになり、規制の効果ももっと正確に判断できるまで、規制すべきではないと主張していた。⁽¹⁾

その後ニクソン大統領は将来のシステムをも禁止すべきであると決定したため、米国内の意見はその方向で統一

される。そして米国はSALT交渉第五ラウンドにおいてソ連に対し以下のような提案を行なった。

1 各締約国は、A B M迎撃ミサイル、A B M発射基またはA B Mレーダー以外の装置を用いて、これらの構成要素の任務を行なうためのA B Mシステムを展開しないことを約束する。

2 各締約国は、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地の態様において、以下のものを開発もしくは生産、または実験もしくは展開しないことを約束する。

—— A B M迎撃ミサイル、

—— A B M発射基、

—— A B Mレーダー、または

—— これらの構成要素の機能を果たす他の装置⁽²⁾。

ニューハウスは、この時期の米国内での決定として、NSDM二二七は、固定式地上基地の将来のシステムの研究開発以外をすべて禁止した、と説明している⁽³⁾。

さらに米国においては、将来のA B Mシステムの開発、実験および展開の全面的な禁止が好ましいと考える政府に対して、軍部において当時レーダーを用いた固定式地上基地のA B Mシステムの研究開発が行なわれており、その部分を条約による禁止から排除してほしいという要請があった。

したがって、米国の基本的な立場は、将来のA B Mシステムの全面的禁止に近く、ただ固定式地上基地の将来のA B Mシステムの開発と実験のみを例外的に認めようとするものであった。展開に関しては基地の態様にかかわらずなく全面的な禁止となっている。

2 ソ連の基本的な立場

S A L T 交渉第五ラウンドにおいて、ソ連は米国提案に対して否定的な反応を示していた。セメノフ (Semenov) は即座にその提案の適切さに対する疑問を表明したが、ソ連政府はそれを検討すると述べた。ソ連の将校たちは未確定なシステムをカバーする条項を含めることは合理的でもなく必要でもないと考えた。これは米国の将校たちが行なった議論と本質的に同じである。ソ連のある人たちは、A B M 条約の再検討と改正を認めている条項で十分であると主張した。このヘルシンキの第五ラウンドでは、ソ連は将来のシステムの制限に反対し続けた⁽⁴⁾。

第六ラウンドにおけるソ連の主張は、以下のものである。将来の A B M 技術のような未知の問題を条約に含めると、果てしない議論と疑惑が生じるだろう。このような重要な文書は厳密でなければならない。両国はまだ誰も知らない問題を議論することはできない。われわれの任務は、既知の A B M 構成要素の展開を制限することである。A B M 条約は無期限であり、両国は改正および定期的再検討のための条項に合意している。現行の A B M 構成要素以外のものを用いて開発されるシステムは、常設協議委員会において検討しうるであろう。このような主張にもとづき、ソ連は将来のシステムに関して提案されている条項は条約の中に含めるのに適していないと考えた⁽⁵⁾。

このように、条約交渉過程におけるソ連の初期の基本的な立場は明確であり、将来の A B M システムを条約で禁止することには反対であり、そのような可能性が出てきたときには、常設協議委員会または再検討会議で検討すれば足りるのであり、必要ならば条約の改正により規制すればよい、というものであった。

3 米ソ間の合意の内容

米ソ間の交渉において、将来のABMシステムに関する問題は、一九七一年夏から一九七二年にかけて、第五ラウンドと第六ラウンドで行なわれたが、その合意の内容に関して見解が鋭く対立している。

まず、広い解釈を主張する國務省の法律顧問であるソーフアーは、交渉者の公の声明などからして、以下のよう
に主張する。

米国代表は、当初、(第三条において認められているものを除き)「他の物理原理」にもとづくあらゆるシステムまたは構成要素の開発と実験の禁止を求めたが、実際には、そのような合意は達成されなかった。ソ連は、他の物理原理の将来の適用にもとづくシステムまたは構成要素の制限を条約の本体の中で採用するという米国の試みに徹底的に抵抗した。……他の物理原理にもとづくシステムまたは構成要素の規制に関してソ連が歩みよった最大のもの、合意声明Dというサイド・アグリーメントであり、それは特定の制限についての当事国間の正式の協議と合意の前にはそのようなシステムと構成要素の展開を禁止するものである。ソ連は、その基地の態様にかかわらず、他の物理原理にもとづくシステムまたは構成要素の開発と実験を禁止することに決して合意しなかった。

さらに、交渉の記録は、第二条一項の「ABMシステム」および「構成要素」の定義を当時利用されていた物理原理にもとづくシステムと構成要素に限定する解釈を強く支持するものである。また合意声明Dの採択をソ連に説得するに際して、米国は、それがなければ、条約は他の物理原理にもとづく将来のシステムや構成要素の「展開」を自由にさせることになる(6)と述べていた。

またその交渉に参加していたニッツは、以下のように主張している。

われわれは、第五条一項が将来の技術をも含むことに合意するようソ連に働きかけ、その交渉に四、五ヵ月費やしたが、ソ連は同意しよとしなかった。そのため、その点を出来る限りカバーするためにわれわれは合意声明 D の方向に進んだ。……A B M 条約交渉中におけるソ連の解釈が何であったかは明らかである。当時、ソ連は、未知の技術にもとづくシステムを制限しようとするのは適切ではない、という原則的な立場をとっていた。その立場は維持されたが、その例外として彼らは最後に合意声明 D に合意した。それはそのようなシステムが作成された場合には、その展開を制限するものである。⁽⁷⁾

A B M 条約の交渉記録は、将来のシステムに関してもっと厳格な条約上の制限を交渉しようとする米国の努力にソ連が抵抗したことを示している。その結果、厳格な制限については合意は達成されなかつた。⁽⁸⁾

さらに、一九八七年五月に国務省から出された報告書は、主として S A L T 交渉団の交渉覚書 (Memorandum of Conversation, U.S.SALT Delegation) を基礎として、交渉過程を詳細に検討しているが、それは以下のように述べられている。

交渉記録からの証拠は、特定の制限に関する事前の合意なしに他の物理原理にもとづく新しい A B M システムまたは構成要素の展開を禁止しているとする解釈を支持するものである。また、結局のところ、ソ連は、その基地の態様にかかわらず移動式で他の物理原理にもとづく新しいシステムの開発と実験の禁止に合意することを拒否したという見解を支持するものである。⁽⁹⁾

さらに、交渉記録からすれば、ソ連は、第二条の「A B M システム」の定義に新しい他の物理原理にもとづく装

置を含めることに強く反対したことが分かる。⁽¹⁰⁾

また、合意声明Dに関して、それが固定式地上基地システムのみを取り扱っていると主張されているが、交渉記録は、締約国が第三条で認められている当時のシステム以外のあらゆるシステムの展開の禁止に合意したという立場を強く支持するものである。⁽¹¹⁾

他方、厳格な解釈を主張する人々の見解は以下のようなものである。

まず、スミスは、その著書において、第六ラウンドにおいて、将来のABMシステムに関する問題は、今やわれわれの満足のいくように解決されたと述べ、合意声明Dに合意されたことを示している。そして「この合意声明Dを第三条と結びつけるならば、発射基、迎撃機、ミサイルの機能を行なうために将来のタイプの構成要素を採用したシステムは、条約が改正されない限り禁止される」と説明している。⁽¹²⁾

またスミスは、下院外交委員会委員長からの質問に対し、「SALT Iにおいて長い間ソ連は将来のタイプに対する禁止に反対していたが、最後に、空中、海上、宇宙および移動式システムの将来のタイプの開発を禁止する第五条に合意した。合意声明Dは、将来のタイプの固定式地上基地システムの開発と実験を禁止していないことを示している」と返答している。⁽¹³⁾

次に、ニューハウスは、第六ラウンドの進展として、ソ連が将来のシステムに関する米国の立場を受け入れたので、一月の終わりに大きな進展が見られたと述べ、モスクワは、宇宙基地、海上基地、空中基地または移動式地上基地のものを除き将来の防衛システムの禁止に合意しようとしなかったが、米国代表がそのことを強く主張したのでそれは受け入れられ、地上基地の将来のシステムも禁止されるようになった、と説明する。⁽¹⁴⁾

さらにガートフは、ソ連との交渉の経過について以下のように具体的に述べている。

「将来の」A B M システムを禁止するという約束は米国のイニシアティブによるが、きわめて遅い段階で提出された。その遅延のために、条約本文の規定ではなく合意声明の中で明示的に規定する必要が生じたのである。ソ連はこの問題に数ヵ月強く反対していたが、ついにソ連は、その提案が「不必要であり」「時期早尚であり」「余分なものである」として反対し始めた。このことは、われわれがすでに学んだように、ソ連はその立場を好まないがわれわれが強く主張すれば受け入れられないものではないことを示す形式であった。われわれがその目的を確固と示し、その手段で柔軟性を示したので、われわれの立場が受け入れられたのである。¹⁵⁾

ガートフはさらに、第二条一項の「現在のところ (currently)」という用語は、将来のシステムの禁止について合意が達成されたときに、すでに採択されていた第二条のテキストの中に挿入されたのであり、それは、第三条と第五条(およびその他いくつかの条項)において将来のものに対する禁止の抜け穴をなくす効果をもつためである。その時さらに同様の目的のために第三条の重要な導入部の用語にも合意が見られたのである。……第二条、第三条と合意声明Dの最終的な用語を連結させるといふ効果は、意図的に考え出されたもので、禁止にいたらない特定の制限が改正手続きの下で合意されないかぎり、「他の物理原理にもとづく将来のA B M システムでA B M 迎撃ミサイル、A B M 発射基またはA B M レーダーにとつて代わることのできる構成要素を含むもの」を禁止することが——両方の代表により——明白に理解されていた。……この禁止はなぜもつと明示的にされ、またもつと単純にかつ明瞭に述べられていないのかという疑問はあるが、交渉の記録は明白であり、将来のシステムに対する禁止は一方的なものであるとか、条件付であるとか、禁止は存在しないというような主張をどちらかが行なうことはまった

く起こりえないものにして⁽¹⁶⁾いる。

交渉に法律顧問として参加したラインランダーは、この点に関する交渉の経過をきわめて詳細に以下のように述べている。

第五ラウンドにおいて、米ソ共同草案は多くの不一致点を括弧つきで示したものであったが、問題ごとに合意を達成するための作業グループや起草グループが設置された。第五条は、グレイビール (Graybeal) とカルポフ (Karпов) の作業グループで検討され、このグループは、第五条一項が「現行の」ものと同様に「将来の」技術をカバーすることに、二国の代表団の合意に従うことを条件として、合意した。そこで、主要な対立点は、固定式地上基地システムの問題であり、これは第六ラウンドまで続いた。米国の訓令は固定式地上基地レーザーの開発と実験の権利を保持するが、配備は禁止するというものであった。ソ連は、固定式地上基地の「将来のシステム」に対するいかなる制限にも反対した。

第六ラウンドにおいて、第三条がガートフとキシロフ (Kishilov) により検討され、米国は、条約が「伝統的な技術に限定されないことを明確にするため、第二条に "currently consist of" という句を提案し、ソ連はそれに合意した。また米国が提案した第三条の「次の場合を除き (except that)」という形式も受け入れられ、それにより固定式地上基地の「将来の」システムを展開できないことが明確にされた。

第一条および第三条に関する合意声明は、一九七一年一月半ばにガートフによりまず提案された。私は、技術的にはなんら補足的解釈は必要ではないと助言した。したがって、米国の努力は特に第三条、もつと一般的には第一条二項の明白な意味を強化するものであった。

米国は当初一九七一年八月に条約の一項として、「各締約国は、A B M 迎撃ミサイル、A B M 発射基または A B M レーダー以外の装置を用いて、これらの構成要素の機能を行なうための A B M システムを展開しないことを約束する」という条項を提案していた。ソ連はいかなる条約の条項にも反対し、最初は米国の合意解釈の提案にも反対したが、ついには、ソ連は対案を提出し、米国の強い主張でそれは数回修正された。合意声明 D が第一四条に言及しているのは、固定式地上基地の「将来のシステム」、たとえばレーザは、条約が改正されなければ展開できないことを示している。最終的に妥協された用語は一九七二年一月末にガートフがソ連に提案したもので、二月初めにキシロフはソ連の合意をガートフに伝えた。この合意は一九七二年五月二六日に、スミスとセメノフにより仮署名された。

合意声明 D が「他の物理原理」および「に代わりうる構成要素 (components capable of substituting for)」に言及しているところは第五条一項に適用されうるが、合意声明 D は第三条のみに関連し、その条項のみを解釈しているのである。用語はたしかに不明瞭なところがあるが、合意声明 D は第一条二項および第三条を強化し、条約が改正されない限り固定式地上基地の「将来のシステム」の展開が禁止されることを強化している、と米国は常に理解してきた。最後に、最も重要なことは、合意声明 D は第五条一項ならびにその他の実質的な規定、たとえば第一条二項、第四条、第五条二項、第九条を弱めたり、改正したりしていないことである。⁽¹⁷⁾

一九八五年一〇月に米国政府により新しいより広い解釈が発表された時、その主要な根拠は条約の交渉記録にもとづいていると主張されたが、その交渉記録は公表されなかった。この点に関して、上院軍事委員会委員長のナン (S. Numm) は、交渉記録へのアクセスを強く要求した。後にその要求がみとめられ、交渉記録を参照したナンの報

告書が一九八七年三月に提出された。その報告書において、ナンは、「交渉記録は、あいまいさを含んでいるにもかかわらず、ソ連が移動式／宇宙基地の将来のシステムの開発と実験が禁止されることに合意したことを示す多くの信頼しうる情報を含んでいる。交渉記録の圧倒的な証拠は、上院の元来の条約解釈すなわち従来解釈を支持するものであると結論する」と述べている。⁽¹⁸⁾

このように、条約の交渉過程の記録の検討からまったく異なる二つの見解が引き出されている。A B M条約の交渉については、客観的に交渉の記録だと言える一連のまとまった文書が存在するわけではなく、ばらばらの文書が数多く存在するだけである。したがって、どの文書が条約の解釈にとって重要であるかの判断はその記録を読む者の恣意にまかされるわけであり、自己に有利な文書を選択しまた自己に有利な解釈をその文書から引き出すことも可能である。またここで検討されているのは、米国のもつ文書のみであって、ソ連の文書にはまったく触れられていない。このような二国間の秘密交渉において作成された条約にとつて、その交渉記録が条約解釈に対してもつ意義はきわめて不安定なものであり、対立する二つの見解の正しさを判断することは困難である。

ただ、条約交渉に直接参加した米国代表団のなかで自己の見解を表明している人々の見解を検討するならば、ニッソを除くすべての人々が従来厳格な解釈を主張しているという事実が一定の重みをもつてくると考えられる。

(一) Gerard C. Smith, *Doubletalk: The Story of SALT I*, 1980, p. 263; John Newhouse, *Cold Dawn: The Story of SALT*, 1973, p. 230.

(二) Office of Legal Adviser, Department of State, *The ABM Treaty, Part I: Treaty Language and Negotiating History*, May 11,

1987, p. 19.

- (3) John Newhouse, *op. cit.*, p. 231.
- (4) Gerard C. Smith, *op. cit.*, p. 265.
- (5) *Ibid.*, pp. 343-344.
- (6) Abraham D. Sofaer, "The ABM Treaty and the Strategic Defense Initiative", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, pp. 1978-1980; *ABM Treaty Interpretation Dispute: Hearing before the Subcommittee on Arms Control, International Security and Science of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives*, 99th Congress, 1st Session, October 22, 1985 [Hereinafter cited as *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*], pp. 7-8, 15-18; *Strategic Defense Initiative: Hearings before the Subcommittee on Strategic and Theater Nuclear Forces of the Committee on Armed Services, United States Senate*, 99th Congress, 1st Session, October, November and December 1985 [Hereinafter cited as *Hearing on Strategic Defense Initiative, 1985*], pp. 141-142 and 144.
- (7) *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*, pp. 31-35.
- (8) *Ibid.*, p. 342.
- (9) Office of Legal Adviser, Department of State, *op. cit.*, p. 75.
- (10) *Ibid.*, p. 76.
- (11) *Ibid.*, p. 78.
- (12) Gerard C. Smith, *op. cit.*, pp. 383-384.
- (13) *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*, p. 164.

- (14) John Newhouse, *op. cit.*, p. 237.
- (15) Raymond L. Garthoff, "Negotiating with the Russians: Some Lessons from SALT", *International Security*, Vol. 1, No. 4, Spring 1977, p. 18.
- (16) Raymond L. Garthoff and Abrahams Becker, "On the Negotiations with the Russians", *International Security*, Vol. 2, No. 1, Summer 1977, pp. 107-108.
- (17) *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute*, 1985, pp. 66-74; *Hearing on Strategic Defense Initiative*, 1985, pp. 218-219.
- (18) Sam Nunn, *Interpretation of The ABM Treaty, Part Three: The Treaty Negotiating Record*, March 13, 1987, p. 6.

三 署名から批准までの米ソの見解

1 米国議会上院における審議

この条約は一九七二年五月二六日に署名され、米国においては上院の助言と承認を得るため議会に送付され、条約の内容についてかなり詳細に審議されている。将来のABMシステムの問題は、そこでの議論の中心ではなかったが、それに関するいくつかの議論や発言がみられる。一国内の議会の見解は、条約の解釈にとって決定的な意味

をもつものではないが、条約の解釈に関してある国がどのように考えていたかという点を明らかにするのに役立つので、その点から条約の解釈に関して限定的ではあるが一定の役割を果たすものである。

まず、より広い新しい解釈を主張する人々の第一の根拠は、条約の解釈にとって特に重要と考えられる国務長官ロジャーズ (W. Rogers) および条約交渉団の長であったスミス (G. Smith) が、いくつかの機会に将来の A B M システムの『展開』にのみ言及している点である。またこれらの発言のいくつかは、第五条一項および二項における質的制限の説明に引き続き——そこでは開発、実験および展開が禁止されている——、将来の A B M システムが説明され、そこで『展開の禁止』のみが述べられている。さらにこれらの発言においては、合意声明 D が固定式地上基地のものに限定されるとは明確に述べられてはいない。このように将来の A B M システムの開発、実験の禁止——宇宙基地などに関して——について直接言及されていないことが根拠として挙げられており、以下のような発言が実例として示されている。⁽¹⁾

① 一九七二年五月二六日条約署名の際のスミスの発言

さて、第二条は今述べているものを定義しており、将来の A B M システムと呼ばれるものの問題全体にきわめて重要な関係をもっている。この条約の最も重要な側面の一つは、それが現在の状況だけでなく、将来のシステムを放棄させる効果も持っていることである。それは、われわれが了解した条約の用語によれば、将来のものは本条約が改正されない限り『展開』できないことである。⁽²⁾

② 国務長官ロジャーズからニクソン大統領に提出された S A L T 協定に関する報告の「将来の A B M システム」と題する箇所において、以下のように記述されている。

条約が取り扱っている潜在的な問題は、将来、迎撃ミサイル、発射基およびレーダーから構成されない A B M システムが開発される場合に生じる問題である。本条約は、A B M 迎撃ミサイル、発射基またはレーダーに代わりうる将来のシステムまたは構成要素の「展開」を許していない。⁽³⁾

③ 上院外交委員会におけるロジャーズ國務長官の発言。

条約はその他の重要な質的制限を規定している。締約国は海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地の A B M システムまたは構成要素を開発、実験または展開しないことを約束している。締約国はまた、それぞれの発射基から同時に一つ以上の A B M 迎撃ミサイルを発射するための A B M 発射基を開発、実験または展開しないこと、またそのような性能をもつように改良しないこと、さらに A B M 発射基の迅速な再装着のための自動または半自動のあるいは他の同様のシステムを開発、実験または展開しないこと、さらに一つ以上の独立に誘導される弾頭をもつ A B M ミサイルを開発、実験または展開しないことに合意した。

質的制限としておそらくもっと重要なのは、締約国が将来の A B M システム、すなわちレーダーのような装置に依存するシステムを、A B M システムの展開が許された場所においてさえ、展開しないことに合意したことがある。⁽⁴⁾

④ 下院軍事委員会におけるスミスの発言

質的制限としてさらに重要なのは、現在の技術と異なる物理原理にもとづく将来の A B M システムの展開の禁止である。この点について、異なる物理原理にもとづく A B M システムに関しては合意された解釈が存在する。⁽⁵⁾

これらの見解に対しては、確かにこれらの発言は、将来の A B M システムの開発および実験の禁止に言及してお

らず、展開の禁止にしかふれていないが、その発言の前提として、宇宙基地などは現在のものであれ将来のものであれ、全面的に禁止されていることがあり、展開の禁止が言及されているのは、第三条との関連で、固定式地上基地のものについてのみ述べられているのである、という反論がある。⁽⁶⁾

さらにラインランダー (Rhinlander) は、より詳細に以下のように反論している。

これらの分析は、一九七二年五月二六日の条約署名に引き続き公式声明が、固定式地上基地の「将来の」システムについてのものであったということを理解していない。それが焦点となつたのは、一九七一年七月の大統領から米国代表団への訓令は、最終的な条約に反映されているように、固定式地上基地の「将来のシステム」の開発と実験は許容されるが展開は認めないというものであったからである。……またロジャーズとスミスの上院での発言をより広い解釈の根拠とすることについては、そこには論理の飛躍がある。それは、黙示的ではあるが固定式地上基地システムに焦点をあてた声明であるにもかかわらず、その不正確さに頼って宇宙基地に関する結論を出しているものである。さらに上述の①については、第二条が将来のシステムにかかわることが明確に述べられているし、②については、そのすぐ後に第二条の定義が機能的なことが示されており、また③については、展開が許容されているところ——固定式地上基地——が言及されているのである。⁽⁷⁾

上院議員のナン (Sunn) は、「これらの声明は、固定式地上基地システムと移動式／宇宙基地システムとを區別していないので、条約の正しい解釈に関して、どちらの主張に対してもそれほど証拠としての価値を持つものではない」と述べ、これらの発言はどちらの解釈をも積極的に支持するものではないと結論する。⁽⁸⁾

新しい解釈を主張する人々の第二の論拠は、上院軍事委員会におけるマーガレット・C・スミス (Margaret

(C Smith) 上院議員の「あなたは条約が他の A B M システムの開発を禁止していると言ったが、これは米国によるレーザー A B M システムの開発に影響をあたえるか」という質問に対するジェラルド・スミスの以下のような返答である。

合意声明の一つは、もし異なる物理原理にもとづく A B M 技術が作成された場合、それらにもとづく A B M システムまたは構成要素は条約が改正された場合のみ展開しうる、と述べている。その方向にむけての作業、開発の作業 (development work)、研究は禁止されていないが、レーダー、発射基または迎撃機に代わるこれらの新しい原理を用いたシステムの展開は、両国が条約を改正して合意しない限り許されない⁽⁹⁾。

この点については、第一に、上述の場合と同様に、これは米国のレーザー A B M システムの開発に関して質問されているもので、当時の米国の計画が固定式地上基地のものに限定されていたことから考えれば、このスミスの返答はその文脈からして、固定式地上基地のレーザー A B M システムについて答えられたものであると考えることができる。

第二に、「開発」の意味内容について、開発にもいくつかの段階があり、条約で禁止されている行為に至らない行為で開発の概念でとらえられるものがある。米国防総省は、防衛予算の計画をカテゴリーに分ける際に、研究開発過程を、基礎研究 (Basic Research)、試験開発 (Exploratory Development)、高等開発 (Advanced Development)、工学的開発 (Engineering Development) および実戦システム開発 (Operational Systems Development) の五段階に分けており、S D I は高等開発の予算カテゴリーの下で基金を与えられている。

またジェラルド・スミスは、「条約における開発の禁止は、野外実験の段階からであり、それは外部からの検証

の可能性により決められた。国防総省の予算カテゴリーにおける研究、および野外実験にいたらない試験開発および高等開発にはなんの規制も存在しない。工学的開発は明らかに禁止されるだろう」と説明している。⁽¹⁰⁾

したがって、「開発」という用語が用いられていても、それは多義的であるので、そこから直接に、文脈を離れて解釈を引き出すことは必ずしも論理的ではない。

他方、従来の厳格な解釈を主張する人々は、この問題に直接言及している以下のような発言を根拠として挙げている。⁽¹¹⁾

① レアード (MLaird) 国防長官の上院軍事委員会での発言に関連して国防総省から出された書面による返答。

レーザーのブースト段階迎撃能力の開発については、そのようなシステムの開発を禁止する特別の条項は A B M 条約のなかにはない。しかし、海上基地、空中基地または移動式地上基地とともに宇宙基地の A B M システムの開発、実験または展開の禁止は存在する。……固定式地上基地 A B M システムのためのレーザーの開発にはなんらの規制もない。しかし両国は現在の A B M システムすなわち A B M 発射基、A B M 迎撃機および A B M レーダーに代わりうるそのようなシステムの展開は、第一三条における検討ならびに第一四条による合意に従うことに合意している。……宇宙基地の A B M システムは A B M 条約第五条により禁止されている。⁽¹²⁾

② フォスター (JFoster) 国防総省防衛研究技術部長 (DDR & E) の発言。

ジャクソン (HJackson) 上院議員のレーザー A B M システムに関する質問に関連して、まず第五条が開発、実験、展開を禁止しているという問題について、フォスターはそのようなレーザー A B M システムを開発する計画はないと答え、固定式地上基地の A B M システムは許されているのかという質問について、「その通りである」と答えた

後に以下のように述べている。A B Mレーダー、A B M発射基またはA B M迎撃ミサイルにとって代わりうる固定式地上基地のレーザーA B Mシステムを展開することは禁止されている。……固定式で地上基地の将来のA B Mシステムの構成要素は、展開段階にいたるまでの開発と実験は行なうことができる。……第五条は、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地のA B Mシステムまたは構成要素の開発と実験を禁止している。⁽¹³⁾

③ パーマー (B. Palmer) 米国陸軍長官代理の発言。

条約交渉が開始された時、実際に開発中のシステムは固定式地上基地システムのみであり、統合参謀本部に対し質的制限について協議がなされ、条約に規定されている制限に合意した。……それは固定式地上基地のA B Mシステムの開発は禁止しないという考えであり、将来のシステムとしては固定式で地上基地のもののみを考えることができる。……参謀総長はこのことを知っており、これに合意した。これは最終合意の重要な部分である。⁽¹⁴⁾

④ ライアン (Ryan) 米国空軍長官のレーザー兵器体系の研究開発についての発言。

各締約国は、海上基地、大気圏内を意味する空中基地、大気圏外の宇宙基地または移動式地上基地のA B Mシステムまたは構成要素を開発、実験または展開しないことを約束していると、私は理解している。……それは、固定式地上基地のもの開発が禁止されていることを意味しない。⁽¹⁵⁾

⑤ ジャクソン上院議員の発言。

レーザーA B Mシステムに関して、第五条との関連において、地上基地A B Mはその例外であること、それ以外の第五条に規定された地域においてはそれらは禁止されており、開発も禁止されている。⁽¹⁶⁾

⑥ バックレー (J. Buckley) 上院議員は、A B M条約の批准承認に反対した二人のうちの一人であるが、その反

対の理由の一つとして以下のように述べている。

「このようにこの協定は海上、空中、宇宙基地の弾道ミサイル防衛システムの開発、実験、展開をも禁止している。A B M 条約第五条のこの条項は、たとえば宇宙基地のレーザータイプシステムの開発と実験を禁止する効果をもつだろう。それらは少なくとも原理的には、弾道ミサイルに対するきわめて信頼できる効果的な防衛システムを提供しうるであろう。その技術的な可能性がこの協定により正式に排除されている¹⁷⁾。

このように、広い解釈を主張する人々の根拠は、それらの発言が「展開の禁止」のみに言及していることであり、そのことから開発と実験は許されているという結論を引き出している。これはきわめて間接的であつ類推的な方法であり、またそれらの発言の文脈を必ずしも正確に把握していないように思われる。

他方、厳格な解釈を主張する人々の根拠は、固定式地上基地については展開の禁止、その他の基地については開発、実験および展開の禁止を明確な形で表明しているものであり、その証拠はきわめて明白であると考えられる。

2 ソ連の見解

この時期において、ソ連はこの問題についての見解をそれほど公表しているわけではない。

下院外交委員会において、ソ連がいわゆる古い解釈を支持してきたのかという質問に対し、スミスは、「ソ連最高会議幹部会によりこの条約が批准される際に、ソ連は本条約が宇宙基地システムの開発と実験を禁止していると理解することが述べられたように思っている¹⁸⁾」と返答しており、下院外交委員会委員長からの質問状に対しても、スミスは、「私の知る限り、ソ連はわれわれが解釈するように、現在および将来の技術にもとづく宇宙基地

システムの開発と実験が禁止されると条約を解釈している。このことは、A B M条約が批准される際にクズネットフ大臣によりソ連最高会議幹部会で述べられている」と返答している。⁽¹⁹⁾

また、ソ連国防大臣グレーチコ (Grechko) が一九七二年九月二九日にソ連最高会議幹部会において、「条約は、核ミサイル攻撃に対し国を防衛するという問題を解決するための研究および試験的作業 (research and experimental work) の実施をならん制限するものではない」と述べたことに関して、ソフファー (A. Sofaer) はこれを広い解釈を支持する根拠としてあげている。⁽²⁰⁾ またステイヴンス (Stevens) も、条約が署名された時、ソ連は長い間維持してきた研究開発計画を放棄しないだろうことはほとんど疑う余地のないことであった、と述べつつその根拠として上述のグレーチコの見解を引用している。⁽²¹⁾

しかしシエールは、この発言の意義について、条約が研究を禁止していないことを明らかにすることにより、現在のソ連の主張のように研究も禁止しているという立場の誤りを示しているが、歴史的解釈と新しい解釈のどちらに相対的なメリットを与えるかについてはならん光を照らすものではない、と説明している。⁽²²⁾

このように、批准にいたるソ連の解釈については、必ずしも明確な証拠が存在するわけではない。

- (一) Abraham D. Sofaer, "The ABM Treaty and the Strategic Defense Initiative", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, pp. 1980-1983; *ABM Treaty Interpretation Dispute: Hearing before the Subcommittee on Arms Control, International Security and Science of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives*, 99th Congress, 1st Session, October 22, 1985 [Hereinafter cited as *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*], pp. 201-208; *Strategic Defense Initiative:*

- Hearings before the Subcommittee on Strategic and Theater Nuclear Forces of the Committee on Armed Services, United States Senate*, 99th Congress, 1st Session, October, November and December 1985 [Hereinafter cited as *Hearing on Strategic Defense Initiative, 1985*], p. 167-171 and 174-178; Office of the Legal Adviser, Department of State, *The ABM Treaty, Part II: Ratification Process*, May 11, 1987, pp. 2-29; Heritage Foundation, "U.S.-Soviet Arms Accords are no Bar to Reagan's Strategic Defense Initiative", *Backgroundler*, No. 421, April 4, 1985, pp. 3-6; W.Weinrod, "Strategic Defense and the ABM Treaty", *Washington Quarterly*, Vol. 9, No. 3, Summer 1986, p. 79.
- (2) News Conference Remarks by Presidential Assistant Kissinger and ACDA Director Smith: Strategic Arms Limitation Agreements, May 26, 1972, *Documents on Disarmament 1972*, p. 211.
- (3) Report by Secretary of State Rogers to President Nixon on the Strategic Arms Limitation Agreements, June 10, 1972, *Documents on Disarmament 1972*, p. 273.
- (4) *Strategic Arms Limitation Agreements: Hearing before the Committee on Foreign Relations, United States Senate*, 92nd Congress, 2nd Session, June and July 1972 [Hereinafter cited as *Hearing on SALT, 1972*], p. 6. 国禁 〇 配 離 ヲ ヲ ヲ State-ment by Secretary of State Rogers to the House Foreign Affairs Committee: Agreement on Limitation of Strategic Offensive Weapons, July 20, 1972, *Documents on Disarmament 1972*, p. 492.
- (5) Statement by ACDA Director Smith to the House Armed Services Committee: Strategic Arms Limitation Agreements, July 25, 1972, *Documents on Disarmament 1972*, p. 522.
- (6) Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Eliot Spitzer, "Space Weapons: The Legal Context", *Daedalus*, Vol. 114, No. 3, Summer 1985, p. 200; Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, "Testing and Development of Exotic Systems under

- the ABM Treaty — The Great Reinterpretation Capers”, *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, pp. 1958–1959.
- (7) *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute*, 1985, pp. 188–189.
- (8) Sam Nunn, *Interpretation of the ABM Treaty, Part One: The Senate Ratification Proceedings*, March 11, 1987, p. 44.
- (9) *Military Implications of the Treaty on the Limitations of Anti-Ballistic Missile Systems and the Interim Agreement on Limitation of Strategic Offensive Arms: Hearing before the Committee on Armed Services, United States Senate*, 92nd Congress, 2nd Session, June and July 1972 [Hereinafter cited as *Hearing on Military Implications, 1985*], p. 295.
- (10) *Hearing on Military Implications*, 1985, p. 377. ノトーニ国防省知 (Ibid., p. 40) 米がソトキター国防省防衛研究技術部岷 (Ibid., p. 275) 米国防省防衛研究技術部岷。
- (11) Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Eliot Spitzer, “Space Weapons: The Legal Context”, *Daedalus*, Vol. 114, No. 3, Summer 1985, p. 200–201; Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, “Testing and Development of Exotic Systems under the ABM Treaty — The Great Reinterpretation Capers”, *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, pp. 1958–1961; Kevin C. Kennedy, “Treaty Interpretation by the Executive Branch: The ABM Treaty and ‘Star Wars’ Testing and Development”, *American Journal of International Law*, Vol. 80, No. 4, October 1986, pp. 862–866; John B. Rhinelanders, “Reagan’s ‘Exotic’ Interpretation of the ABM Treaty”, *Arms Control Today*, Vol. 15, No. 8, October 1985, p. 5; John B. Rhinelanders, *Hearing on ABM Interpretation Dispute*, 1985, pp. 53, 77–78 and 186–199; John B. Rhinelanders, *Hearing on Strategic Defense Initiative*, 1985, pp. 229–232; Alan B. Sherr, *A Legal Analysis of the “New Interpretation” of the Anti-Ballistic Missile Treaty*, 1986, pp. 9–11; Alan B. Sherr, “Sound Legal Reasoning or Policy Expedient?” *International Security*, Vol. 11, No. 3, Winter 1986–1987, p. 78; Charles Gellner, *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute*, 1985, pp. 139–144.

- (12) *Hearing on Military Implications, 1972*, pp. 40-41.
- (13) *Ibid.*, p. 275.
- (14) *Ibid.*, p. 443.
- (15) *Ibid.*, p. 441.
- (16) *Ibid.*, p. 440.
- (17) *Hearing on SALT, 1972*, p. 258.
- (18) *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*, p. 28.
- (19) *Ibid.*, p. 164.
- (20) Abraham D.Sofaer, op. cit., p. 1985.
- (21) Sayre Steves, "The Soviet BMD Program", Ashton B.Carter and David N.Schwartz(eds.), *Ballistic Missile Defense*, 1984, p. 209.
- (22) Alan B.Sherr, "Sound Legal Reasoning or Policy Expedient?" *International Security*, Vol. 11, No. 3, Winter 1986-1987, p. 81.

四 条約批准以降の米ソの見解

1 一九八五年一〇月以前の米国の見解

まずより広い解釈の根拠のうち条約批准直後のものとして、一九七二年一〇月二三日国連総会第一委員会におけるブッシュ大使の演説⁽¹⁾、第二回米国防務管理軍縮庁年次報告書およびロジャーズ國務長官の外交政策報告書⁽²⁾における記述が挙げられている。

ソーファー (A. Solfer) はこれらの文書について、将来のシステムが当時のシステムと別個に取り扱われていること、合意声明 D は必ずしも固定式地上基地システムに限定されないこと、そして合意声明 D は条約のよけいな部分ではなく重要な部分であることを示していると主張する。⁽⁴⁾

ソーファーが広い解釈の主張の根拠として最も重視するのは、米国防務管理軍縮庁 (ACDA) による軍備管理協定の定期的編集物⁽⁵⁾であり、一番最近の一九八二年版においては、ABM 条約は以下のように説明されている。

さらに、技術的变化という圧力と戦略バランスを不安定にさせる影響を減少させるため、両国は移動式地上基地 ABM システムとともに海上基地、空中基地または宇宙基地 ABM システムの開発、実験または展開を禁止することに合意した。将来の技術により、現在のシステムで用いられているものとは「異なる物理原理にもとづく」新しい ABM システムがもたらされた場合には、協議および改正に関する条約規定に従ってそのようなシステムの制限

が検討されることが合意されている⁽⁶⁾。

ソフアーは、これは、この問題を一九七二年から八二年にわたって追跡している唯一の文書であり、他の物理原理にもとづく将来のシステムは合意声明 D によつてのみ規律され、条約の他のいかなる規定も関係しないことを示している、と述べる⁽⁷⁾。

しかし、ラインランダー (Rhinelander) は、このソフアーの意見を以下のように批判している。

国務省の分析は定期的な A C D A の編集物の要約に依存し、それが正確に米国の立場を反映していることを示唆しようとしているが、それは米国の立場を正しく反映しているものではない。内容を圧縮しなければならないため、その編集物は必然的に問題の表面だけを取り上げたり、あるいは省略したりしている。A B M 条約の説明は二頁にすぎない⁽⁸⁾。

他方、従来 of 厳格な解釈を支持するものとして以下の三つがあげられる。

① 軍備管理への影響の報告書 (Arms Control Impact Statement || A C I S)

この報告書は、軍備管理軍縮法第三六節に従つて、毎年行政府 (軍備管理軍縮庁) から議会に提出されるものである。これは各政府部局があらゆる軍事計画の情報を A C D A に提供し、A C D A はそれらが軍備管理軍縮の政策と交渉にどのような影響をもつかを評価分析し、それにもとづいて助言と勧告を行なうことを定めている⁽⁹⁾。

まずこの問題が初めて現れるのは、一九七八年に刊行された一九七九会計年度 A C I S においてであり、それは以下のように述べている。

第五条は、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地のあらゆるタイプの A B M システムまたは構成

要素の開発、実験または展開を禁止している。……第二条は A B M システムを「飛行軌道にある戦略弾道ミサイルまたはその構成部分を迎撃するシステム」と定義し、現在のシステムが A B M 迎撃ミサイル、A B M 発射基と A B M レーダーから構成されると規定している。したがって、弾道ミサイル防衛のための固定式地上基地の粒子ビーム兵器は開発し実験することはできるが、A B M 条約の改正なしには展開できない。固定式地上基地以外のそのようなシステムの開発、実験および展開は条約第五条により禁止されている。⁽¹⁰⁾

レーガン政権により刊行された報告書も同様の見解を示しており、たとえば一九八五会計年度 A C I S は以下のように記述している。

A B M 条約は、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地のあらゆる A B M システムおよび構成要素の開発、実験および展開を禁止している。さらに、条約は（レーザーや粒子ビームのような）他の物理原理にもとづく固定式地上基地 A B M システムと構成要素の開発および実験を許容しているが、締約国が協議し条約を改正しない限り、条約はそのような固定式地上基地システムの展開を禁止している。

そのようなシステムのための宇宙基地 A B M システムまたは構成要素の開発、実験および展開に対する A B M 条約の禁止は、指向性エネルギー技術（またはそのために用いられる他のあらゆる技術）に適用される。したがって、そのような指向性エネルギー計画が野外実験段階に入った時には、それらはこれらの A B M 条約の義務により規制されることになる。⁽¹¹⁾

このように一九七八年以来毎年 A C D A から提出されてきた A C I S においては、きわめて明確かつ直接的に、他の物理原理にもとづく宇宙基地の A B M システムは、開発と実験をも含めて禁止されると記述されている。ここ

に米国政府の条約解釈に関する明確な証拠が存在すると考えられる。

② S D I に関する大統領の声明。

一九八三年三月二三日の演説において、レーガン大統領は S D I 構想を初めて打ち出した。その演説において、戦略核ミサイルによる脅威を取り除くという究極の目標を達成するために、長期的な研究開発計画を確定する包括的かつ集中した努力を開始するよう指示したが、そこにおいても、「A B M 条約の下におけるわれわれの義務に一致して」そのような措置をとると述べている。そこでは、A B M 条約の解釈にまではふれられていないが、少なくとも A B M 条約をまったく無視するのではなく、その義務に反しない方法で行なうという考えが表明されていた。⁽¹²⁾

S D I がもっと明確な形で示されるのは、一九八五年一月の「大統領による戦略防衛構想報告」で、それは S D I の目的および内容を以下のように記述している。

まず S D I の内容および目的は以下のように述べられる。

戦略防衛構想 (S D I) は先端防衛技術に焦点を当てた強力な研究 (research) 計画であり、その目的は侵略を抑止し、安定性を強化し、米国と同盟国の安全を高めるためのよりよい基礎を提供する方法を見出すことである。S D I 研究計画は、将来の大統領および将来の議会に対し、先端防衛システムを開発 (develop) し、その後展開 (deploy) するかどうかの決定を行なう際に必要な技術的知識を提供することができるであろう。……われわれが行なう研究は、一九七二年の対弾道ミサイル条約を含むあらゆる条約義務に一致したものである。⁽¹³⁾

A B M 条約は、宇宙基地、空中基地、海上基地または移動式地上基地の A B M システムおよび構成要素の開発、実験および展開を禁止している。しかしながら、A B M 条約の米国交渉団の長であったジェラルド・スミスが一九

七二年に上院軍事委員会で報告したように、この条約はプロトタイプのアBMシステムまたは構成要素の野外実験に至らない研究 (research) を認めている。SDI計画のもとで行なわれるのは、まさにこの研究のタイプのものである。⁽¹⁴⁾

ABM条約は改正の可能性を規定し、ありうるかもしれない変更が検討されうる定期的な再検討会議を規定している。SDI研究によりBMDシステムを開発 (develop) し展開 (deploy) するという方向が選択された場合には、条約を改正するためにこれらの手続きを利用するという問題が生じるであろう。⁽¹⁵⁾

レーガン政権の考えは、SDIは研究計画であり、開発、実験、展開の計画ではない。したがって、ABM条約には抵触しない。ABM条約は将来の技術にもとづくABMシステムの開発、実験および展開を禁止している、というものである。ここにおいては、ABM条約の解釈について、伝統的なかつ厳格な解釈が堅持されている。

③ SDIに関する国防総省SDI局の一九八五年の報告書。

一九八五年四月に国防総省SDI局から議会に提出されたSDIに関する報告書は、その付録BにおいてSDIとABM条約との関連を取り上げており、そこにおいて、まず、SDIは研究計画であること、SDI研究計画があらゆる米国の条約義務に完全に一致した方法で行なわれていることが記述されている。⁽¹⁶⁾

次に、ABM条約は宇宙基地、空中基地、海上基地または移動式地上基地のABMシステムおよび構成要素の開発、実験および展開を禁止している。しかし、ABM条約はプロトタイプABMシステムまたは構成要素の野外実験に至らない研究を認めている。SDI計画の下で実施されるのはこの種の研究である。⁽¹⁷⁾

第三に、もし開発および展開に進む決定がなされるならば、そのためにはABM条約の改正がほぼ確実に必要と

なるであろう。A B M システムはいかなるときにおいても改正の可能性を規定しているし、変更を協議しうる五年ごとの再検討会議を規定している。さらに、第一五条二項は条約から脱退する権利を規定している。⁽¹⁸⁾

第四に、条約に一致した活動のカテゴリとして、(1)概念的な考案または実験室での実験、(2) A B M 構成要素または A B M 構成要素のプロトタイプのいずれでもない装置の野外実験、(3) 固定式地上基地の A B M システム構成要素の野外実験、の三カテゴリに分けて、それぞれが A B M システムに違反しないものとして説明されている。⁽¹⁹⁾

この報告書のさまざまな記述から明らかのように、国防総省 S D I 局による A B M 条約の解釈は、伝統的な厳密な解釈であり、新しい物理原理による宇宙基地の A B M システムは、その開発・実験段階から条約により禁止されていると解釈されている。

これらの明確な米国の解釈が存在するにもかかわらず、ソフアーはこれらの文書を以下のように評価する。⁽²⁰⁾

これらの交渉後の声明を検討するに際しては、それらは一方的な意見表明であることを忘れてはならない。たとえそれらが米国の一貫した見解を表しているとしても——表していないが——それらの意見表明はソ連をその見解に拘束できるものではない。当事国が何に合意したかの最も強力な証拠は条約それ自体であり、交渉記録に支えられた条約それ自体である。

2 一九八五年一〇月以降の米国の見解

一九八五年一〇月六日にマクファーレン大統領補佐官が、A B M 条約は新しい物理原理にもとづくシステムの研究のみならず、開発と実験をも許容しており、展開のみを禁止しているという見解を明らかにした。この見解が一

○月一日にレーガン政権により承認された。しかし、米国内および同盟国からの批判を和らげるため、一〇月四日シュルツ國務長官は、この新しいより広い解釈は法的には正当であるが、政策としては従来の厳格な解釈を適用すると述べた。この姿勢を明確に示しているものとして、以下のような文書がある。

① 一九八六年四月に公表された「一九八七会計年度軍備管理への影響の報告書」

以前のACISは、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地ABMシステムまたは構成要素の開発、実験および展開に対するABM条約の禁止は、そのようなABMシステムまたは構成要素が野外実験段階に入った時に効力をもつようになる」と述べてきた。米国政府がABM条約本文および交渉記録を最近（一九八五年一〇月）再検討した後、大統領は、条約の規制のより広い解釈が完全に正当であると結論した。このより広い解釈によれば、米国は、ABM条約に違反することなく、他の物理原理にもとづくABM構成要素の実験と開発を遂行することができる。

SDI研究計画は、当初、ABM条約のより厳格な解釈に一致しつつ重要な研究目的を達成することができるように構成されていた。そうであるので、大統領は一九八五年一〇月に、この計画がその履行に必要な支持を受ける限り、米国が遵守しうる条約解釈の境界に向けてSDI計画を再構成する必要はないと決定した。一九八七会計年度のSDI計画は、技術研究プロジェクトと十分限定された技術試験から構成されており、大統領のガイダンスに一致し、またABM条約に従ったものである⁽²⁾。

② 一九八六年六月に公表された「SDI報告書」

その報告書の付録Cにおいて、条約の再検討の結果、大統領は、他の物理原理にもとづく将来のシステムの開発

および実験が、基地の態様にかかわりなく許容されるという条約の解釈が完全に正当化される、と決定したことを述べている。⁽²²⁾

S D I 研究計画は、当初、A B M 条約のより厳格な解釈に一致しつつ重要な研究目的を達成することができるように構成されていた。そうであるので、大統領は一九八五年一〇月に、この計画がその履行に必要な支持を受ける限り、米国が遵守しうる条約解釈の境界に向けて S D I 計画を再構成する必要はないと決定した。この決定に従い、行政府は、S D I 計画における試験を評価する際、法的にはそうするよう要求されるわけではないが、政策の問題としてより厳格な条約解釈を適用している。したがって、条約規定の遵守に関するこの付録における声明は、厳密な解釈にもとづくものと理解されなければならない。⁽²³⁾ しかし、同時に、大統領はより広い解釈が完全に正当であると考えていることも理解しなければならない。

これらの文書においては、以前の同種の文書の内容とは異なり、一九八五年一〇月の新しい解釈を法的に正当なものとして受け入れながら、政府の方針どおり、政策としては、すなわち実際の活動は従来の厳格な解釈によって実施されるという立場が表明されている。

3 ソ連の見解

ソ連は米国の S D I に一貫して反対しており、それは一九八三年三月のレーガン大統領の演説の直後から開始されている。その反対の主な理由は、米国は防衛兵器であると主張するが、それは自らの攻撃の後に相手側からの報復を防御するためのものであって、本質的には、米国の先制攻撃を可能にする危険な構想であるという点にある。

以下に主要な、特にA B M条約の解釈に関連するソ連側の見解を列挙する。

① 一九八三年三月二七日、アンドロポフ (Y. Andropov) 書記長の批判

A B Mシステムの助けを得て相手側の対応する戦略システムを破壊し、相手側が報復攻撃を行なえないようになる可能性を確保しようとする意図は、米国の核の威嚇に直面したソ連を武装解除させる試みである。⁽²⁴⁾

② 一九八四年五月、ヴェリコフ (Y. Velikov) ソ連科学アカデミー副総裁の見解

もし宇宙基地システムの実験が開始されるならば、——それらの実際の配備は言うまでもないことであるが——一九七二年五月二六日に署名された無期限のA B M条約は危機にさらされるであろう。⁽²⁵⁾

③ 一九八四年一月二〇日、チェルネンコ (K. Chernenko) 書記長の声明

われわれは広範な対ミサイル防衛システムの開発に絶対反対である。それは核攻撃を反撃なしに実行することを目的としているとしか考えられない。そのようなシステムの創設を禁止している米ソ間の無期限のA B M条約がある。その条約は厳格に遵守されなければならない。⁽²⁶⁾

④ 一九八五年六月四日、アフロメーエフ (S. Akhromeyev) 参謀総長の見解

新しい種類の兵器——宇宙攻撃手段——を創設するという米国の行動は、A B M条約の基礎を形成している諸原則と一致しない。「戦略防衛構想」と宣言し、宇宙基地の要素をもつ大規模な対弾道ミサイルシステムの実施的な実施にとりかかることにより、米国は実際には条約を直接損なうことをしているのである。⁽²⁷⁾

⑤ 一九八五年七月五日、ゴルバチョフ (M. Gorbachev) 書記長の書簡

もし米国が、ソ連とともに、無期限の条約である対弾道ミサイルシステムの制限に関する条約の制度に対するコ

ミットメントを拘束力ある形で再確認するならば、戦略的安定性と信頼は疑いなく強化されるであろう。……ソ連はその条約の下における義務を全体として厳密に遵守しており、その特別の側面として、きわめて重要なその文書の精神と文言を確固として遵守している。⁽²⁸⁾

⑥ 一九八五年八月二八日、ゴルバチョフ書記長の見解

まず第一に、われわれは S D I 研究計画と呼ばれているものは研究計画ではないと考える。われわれの見解によれば、それは一九七二年の条約の下で禁止されている新しい A B M システムを開発するプロジェクトの第一段階である。⁽²⁹⁾

①から⑥までのこれらの発言はすべて、一九八五年一〇月に米国が新しいより広い解釈を発表する以前のものであり、そこにおいては、従来の伝統的な解釈をソ連がとっていたことが示されている。

⑦ 一九八五年一〇月二四日、シェワルナゼ (E. Shevardnadze) 外務大臣の国連総会での演説

すでに署名された条約を遵守することはきわめて重要なことである。すなわち条約を一方的にかつ恣意的に解釈することは許されないことである。たとえば、対弾道ミサイルシステムの制限に関する条約が大規模な対弾道ミサイルシステム、それも宇宙基地のものの開発を許していると解釈することはできないことである。これに関して、その条約の第五条一項の前文を引用してみよう。「各締約国は、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地の A B M システムまたは構成要素を開発、実験または展開しないことを約束する。」これについて何か不明確なものがありうるのか。解釈すべきものは何なのか。⁽³⁰⁾

⑧ 一九八五年一〇月一九日、アフロメーエフの論説

そのような「解釈」（マクファーレンによる新しい解釈）は、穏やかに述べても、恣意的な欺きである。その解釈は実際と矛盾するものである。条約第五条は、宇宙または移動式地上基地の A B M システムまたは構成要素の開発、実験および展開をまったく明確に禁止しており、さらにそれらのシステムが現在の技術にもとづくか「将来の」技術にもとづくかにかかわりなく、禁止している。

条約について合意された声明 D——米国政府はそれをしばしば言及している——に従って、他の物理原理にもとづく A B M システムまたはその構成要素の研究、開発および実験の実施は、厳格に制限され条約により定められた場所において、かつ（条約第三条で定義されているような）恒久的地上基地 A B M システムのみを用いる場合のみ許されている。さらに、もしどちらかがこれらの制限された地域にこの種の新しいシステムを展開しようとするとしても、その国は、他方との予備的協議なしには、そして合意される適切な改正を条約に導入することなしにはそれを展開することはできない。

この条約の交渉過程において、米国自身により提案され、両国により苦心して作成され採択されたのは、A B M 条約の基本規定についてのこの解釈であり、それ以外の解釈ではない。米国政府の現在の目的は明白である。S D I 計画の枠組み内のあらゆる実際的な段階の作業、すなわち宇宙攻撃システムの開発、実験および展開を実行するための「法的基礎」を準備しているのである。

実験室の状態で行なうことと、モデルやプロトタイプをつくり、宇宙兵器のサンプルを実験することは全然異なるものである。……ソ連はモデル、パイロット・サンプル、個別の部品や構成要素の開発と実験に関連する実験室外でのいかなる活動も禁止されていると考⁽³¹⁾えている。

S D I の構想がレーガン大統領によって発表されて以来、ソ連の A B M 条約に対する態度はかなり一貫しており、ゴルバチョフ書記長の見解と、特に、最後のアフロメーエフの見解は A B M 条約の解釈についてのソ連の立場を詳細にかつ明白に示しているものである。⁽³²⁾

- (1) UN Doc.A/C.1/PV. 1972. 23 October 1972, para. 82.
- (2) 12th Annual Report of the United States Arms Control and Disarmament Agency, January 31, 1973, *Documents on Disarmament 1972*, p. 875.
- (3) Foreign Policy Report by Secretary of State Rogers, April 19, 1973, *Documents on Disarmament 1973*, p. 181.
- (4) Abraham D.Sofaer, "The ABM Treaty and the Strategic Defense Initiative", *Harvard Law Review*, Vol. 99, No. 8, June 1986, p. 1983; *ABM Treaty Interpretation Dispute: Hearing before the Subcommittee on Arms Control, International Security and Science of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives*, 99th Congress, 1st Session, October 22, 1985 [Hereinafter cited as *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*], p. 209; *Strategic Defense Initiative: Hearings before the Subcommittee on Strategic and Theater Nuclear Forces of the Committee on Armed Services, United States Senate*, 99th Congress, 1st Session, October, November and December 1985 [Hereinafter cited as *Hearing on Strategic Defense Initiative, 1985*], pp. 171-172. これらの主張は、条約批准過程におけるロジャースおよびスミスの見解に対するものと同じであり、それらに対する評価が同じでも有効である。
- (5) *Arms Control and Disarmament Agreements: Texts and Histories of Negotiations*, 1975, 1977, 1980 and 1982.

- (6) *Ibid.*, 1982, p. 138.
- (7) Abraham D.Sofaer, op. cit., p. 1984; *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*, p. 211; *Hearing on Strategic Defense Initiative, 1985*, pp. 172–173.
- (8) *Hearing on ABM Treaty Interpretation Dispute, 1985*, p. 188.
- (9) *Documents on Disarmament 1975*, pp. 708–709.
- (10) *Fiscal Year 1979 Arms Control Impact Statements*, p. 231.
- (11) *Fiscal Year 1985 Arms Control Impact Statements*, pp. 251–252.
- (12) National Security: Strengthening the Peace, Speech by President Reagan, March 23, 1983.
- (13) *The President's Strategic Defense Initiative*, January 1985, p. i.
- (14) *Ibid.*, p. 4.
- (15) *Ibid.*, p. 8.
- (16) Department of Defense, *Report to the Congress on the Strategic Defense Initiative*, April 1985, p. B–1.
- (17) *Ibid.*, p. B–2.
- (18) *Ibid.*, p. B–3.
- (19) *Ibid.*, pp. B–4–B–9.
- (20) Abraham D.Sofaer, op. cit., pp. 1984–1985.
- (21) *Fiscal Year 1987 Arms Control Impact Statements*, p. 50.
- (22) Department of Defense, *Report to the Congress on the Strategic Defense Initiative*, June 1986, p. C–1.

- (23) *Ibid.*, p. C-2. 一九八七年に公表された第三の S D I 報告書も同様の記述を含んでいる (Department of Defense, *Report to the Congress on the Strategic Defense Initiative*, April 1987, pp. D-1-D-14.)。
- (24) Pravda, March 27, 1983, U.S. Congress, Office of Technology Assessment, *Ballistic Missile Defense Technologies*, 1985, p. 312.
- (25) Yevgeny P. Velikhov, "Effect on Strategic Stability", *Bulletin of the Atomic Scientist*, May 1984, p. 155.
- (26) TASS, December 20, 1984, U.S. Congress, Office of Technology Assessment, *op. cit.*, p. 313.
- (27) Pravda, June 4, 1985, *ibid.*, p. 314.
- (28) Letter of Gorbachev to the Union of Concerned Scientists, July 5, 1985, *ibid.*, p. 315.
- (29) *TIME*, September 9, 1985, p. 14.
- (30) UN Doc.A/40/PV. 48, pp. 63-64.
- (31) Sergei Akhromeyev, "Washington's Contentions and Real Facts", *Washington Post*, October 25, 1985 (Pravda, October 19, 1985).
- (32) John B. Rhineland, *Hearing on Strategic Defense Initiative*, 1985, pp. 237-241.

むすび

本稿の結論としては、国際法の観点から検討した場合、米政府の主張する新しいより広い解釈は、以下のような多くの困難な問題を内包していると考えられる。

まず、条約文の解釈については、第一章での検討で明らかになったように、より広い解釈を支持する根拠は薄いと思われる。

次に、広い解釈を主張する人々が最も重要視する条約交渉過程についても、厳密な解釈を明確に主張する多くの交渉当事者が存在し、ソ連の合意がなかったことの積極的な根拠は乏しい。

第三に、米国議会上院での議論においては、宇宙基地の将来のABMシステムに直接言及していない発言が、ミスやロジャーズによりなされているが、そこからそれらが禁止されていないと類推する議論よりも、その禁止を直接述べているレアードやフォスターの主張の方が証拠としては価値が高い。

第四に、その後の実行においても、ACISやSDI報告書など、明確にその禁止を述べている文書が存在する。したがって、国際社会における法の支配の強化という点から考えるならば、従来からの厳格な解釈が採用されるべきである。

最後に残されたいくつかの重要な点を指摘しておきたい。

第一は法と政策の問題であり、一九八五年一〇月に新しい解釈を打ち出してすぐに、米政府は、これは法的に

は正当なものであるが、政策の問題としては従来の厳密な解釈に従う、と述べた。

これは新しい解釈に対する内外の批判をかわすためにとられたものであり、現実には米国政府の新しい解釈を法的に確定するものである。このような立場を表明することにより、その期限もまったく述べられていないものである。このため、米国政府はいつでもその政策を一方的に変更しうることになる。こういう形がとられたのは、次に述べる条約改正の可能性がきわめてやすく、脱退の政治的リスクがきわめて大きいからであろう。

第二は条約改正と条約からの脱退の問題である。一九八三年に S D I の構想が発表され、具体的な研究計画が作成されるにつれて、当時一般的であった厳格な解釈にもとづき、S D I の進展にともない A B M 条約の改正が必要となること、多くの人々により指摘されていた。大統領自身もその一九八五年一月の報告書において、S D I の研究が B M D システムの開発と展開という選択を選ばせる場合には、条約の改正の手続きを利用するという問題に取り組まなければならない、と述べている。また一九八五年の国防総省の S D I 報告書も同様に条約の改正の可能性に言及している。しかし、条約の改正にはソ連の合意を必要とするわけであるから、その実現の可能性は小さいと考えられる。

また A B M 条約は、多くの軍縮関連条約と同様に、条約から脱退する権利を規定している。条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の安全を危うくすると認めるときに、その主権の行使として脱退できる。米国は、この条約の署名時に、五年以内にもっと完全な戦略攻撃兵器を制限する合意が達成されない場合には、条約から脱退するための基礎が生じる、という一方的声明を明らかにしている。この側面から、またいわゆるソ連の条約違反の側面から、米国が A B M 条約から脱退すべきであると主張する人々が存在するが、それは厳密な解釈をとる人々

のなかにも、またより広い解釈をとる人々のなかにも存在する。

条約からの脱退の権利というのは、ほとんどの軍縮関連条約に含まれ、軍縮条約義務の柔軟性をあらわす大きな特徴となっているが、実際にこの権利を行使することは現在の状況においてはきわめて大きな政治的なりリスクを伴うものとなるろう。

第三に再々解釈の問題が生じるかもしれない。現在の議論は、SDIの開発および実験が認められるかどうかという点が焦点となっており、実験が実際の展開に似通ったものになる可能性は排除されないとしても、どちらの主張もSDIの展開はABM条約により禁止されているという立場である。合意声明Dの解釈の最後のところでふれたように、将来のABMシステムを規制しているのは合意声明Dのみであるという解釈が採用されるならば、そこから「最も自由な解釈」すなわち、新しいABMシステムが作成された場合にそれを展開しようとする場合には、新たにそれを制限するかどうかについて相手国と協議しなければならぬが、合意声明Dの義務はそれだけであつて、両国間で制限することに合意が成立しなければ、自由に展開できる、という解釈が生まれる可能性が危惧される。

本稿は一九八七年五月の国際法学会における報告に加筆したものである。